議	長	副議長	局	長	次	長	議事係長	議	事	係

予算特別委員会会議録(4)13.1定								
	诗	平成 1 3 年 3 月 1 2 日 (月)	開	譲	午後	1 時 0 0 分		
I	1,		閉	会	午後	5 時 3 2 分		
場	斩	第 2 委 員 会 室						
議	題	付 託 案 件						
出席委員 小林委員長、北野副委員長、横田・成田・松本(光)・中村 ・斉藤(裕)・次木・渡部・西脇・斉藤(陽)・佐野 各委員								
説 明 🦸		総務・財政・経済・港湾・各部長のほか関係理事者	、監査事績	務局 長				

別紙のとおり、会議の概要を記録する。

委員長

署名員

署名員

書 記

記録担当

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、渡部委員、西脇委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

見楚谷委員が成田委員に、前田委員が松本光世委員に、新谷委員が西脇委員に、秋山委員が佐野委員に、佐々木 勝利委員が渡部委員に、松本聖委員が斉藤裕敬委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、経済常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、公明党、市民クラブ、自民党、共産党、民主党・市民連合の順といたします。

(「議事進行について」と呼ぶ者あり)

委員長

北野委員。

北野委員

先ほどの理事会で、私は、フィッシュミール協業組合の損失補てん金にかかわることで、当時の商工課長、現在の高橋企画部長の出席を求めたところ、自民党の中村委員が、うまくないという発言をなさったのです。中村さんはわかっていないのですけれども、部屋へ帰ってそのことを報告しましたら、厚生常任委員会の委員から、おかしいと。去年の第2回定例会の厚生常任委員会で、入船の道営住宅跡地の老人向け単身世帯住宅にかかわって、中村委員が相馬住宅課長の出席を求めて、厚生常任委員会で同時並行で四つの委員会をやっているのです、そこから相馬課長を呼んで質問をしているのですよ。だから、そういう大変影響が出ることさえやっているのですから、きょうは予算特別委員会でほかの委員会と並行してやられているということではありませんから、私の出席要求は、前例がないとか、そういうことではないと思うので、これは委員長にご協議をお願いしたい、いかがでしょうか。

委員長

ただいま、理事会のやりとりの中で、北野委員から企画部長の出席要求がありまして、理事会の中でいろいろと 各会派の意見を聞きました。大勢が、そういうことで委員長の考え方と言ったらおかしいですけれども、職員の前 任の所管のことでやるというのはどうかなという判断の上でそういう判断をしましたけれども、ただいま北野委員 の方から、自民党の中村委員の個人名といいますか、名前も出まして、そういう話があったということも、今、定 かではありませんが、そういうことを含めて、これからまた理事会で私の考え方もお話をさせていただく、そうい うことでどうでしょうか。

北野委員

きょうの質疑にかかわってですから、それは休憩中でも理事会を開くのですか。

委員長

中村委員の何年前の住宅課長。

北野委員

去年の2定です。

僕もびっくりして、すぐ事務局へ行って確認しましたが、ちゃんとそうなっていましたよ。

委員長

それについては、北野委員、今、

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

委員長

佐野委員

佐野委員

だから、先ほどの理事会でああいう仕切り方をしたのだけれども、今、北野さんが指摘されるような事実経過があるということだから、たまたま企画部長、あるいは内藤事務局長を呼ぶのは、共産党の北野委員の質疑の時間ということだから、当然、今の審議時間からいけば休憩が入りますね。その休憩のときに、もう一回、理事会できちんと話をすれば、北野さんの時間も含めて間に合うということになります。そういう仕切りの方がいいのではないですか。

委員長

北野委員、理事会で。

北野委員

はい。

委員長

それでは、質疑に入ります。

斉藤(陽)委員

経営安定短期特別資金について

まず、今回、新たに予算にかかわってですが、経営安定短期特別資金という貸付けが設けられました。これについて、中小企業センターの方に貸付けの性格、また従来の資金との違い、また、これを特に短期とした意味等についてお示しをいただきたいと思います。

中小企業センター所長

経営安定短期特別資金でございますけれども、今日の経済の先行き不透明感の中、中小企業においては借入期間を短くする傾向にございます。そういう観点から、季節資金、つなぎ資金等の資金のため、短期資金を設けたところでございます。

従来との違いは、他の長期のマルタル資金と比べますと短期であることと、利息が低いということ、それからマルタル資金については、保証協会の保証を必ずつけること、それから保証人を1名以上つけること、こういうふうになってございますけれども、短期資金については、特にそういうことをうたっていないで、金融機関の定めることによる、こういうふうになってございます。そういう意味では、借りやすい部分が出てくるのかなというふうに思ってございます。

斉藤(陽)委員

非常に景気が先行き不透明感があるということで、より借りやすい実効性のある資金ということで設けられたと思うのですが、これについての見込みといいますか、どの程度利用されるかという部分についてはいかがでしょうか。

中小企業センター所長

見込みというのは大変難しい判断をせざるを得ないわけですけれども、ただ、予算としては、2億9,000万円の 預託の中で5億程度の融資枠を設けたということで、これぐらいの利用をしていただきたいというふうには思って ございます。他の市の例も見まして、勘案して創設したものでございますけれども、制度融資の他の融資部分が減 少傾向のある中、ある市ではこの短期資金だけが伸びている、そんな状況も踏まえて創設したものでございます。

斉藤(陽)委員

マルタル資金その他、2億9,000万円の預託ということですけれども、金融機関の対応といいますか、手続上、借りやすいということだったのですが、金融機関での窓口的な手続の上で、実際にどの程度借りやすいのかという部分についてはいかがでしょうか。

中小企業センター所長

その辺は大変難しく、どなたでも全員が借りられるということには当然ならないわけで、やはり、保証というか、担保等が当然必要になる場合もあろうかと思います。そういう意味では、いろいろな状況にはあるだろうと思います。ただ、先ほど申しましたように、短期資金は、例えばの話ですけれども、証書貸付けとか手形貸付けがございますが、手形貸付けでやりますと、収入印紙というか、約定書の部分というか、契約書の部分が安かったり、それから、先ほど言いましたように、保証協会の保証をつけなくてもいい場合は保証料もなくなるとか、それなりの利便はあるのだろうと思います。

斉藤(陽)委員

コンテナ航路の開設について

コンテナ航路の開設についてですが、種々いろいる検討されていると思うのですけれども、コンテナ航路の開設について、市長も精力的にポートセールスをされていらっしゃるということで、現状の見通しはどうなっておりますでしょうか。

(港湾)港湾振興室主幹

コンテナ航路の開設の部分でございます。

今、日本におきましても、韓国だとか中国の船社による外貿コンテナ航路が非常にふえてきている、そのような 状況の中で、小樽港にもぜひコンテナ航路を開設したいと関心を示してる船社もございます。

小樽港としましても、平成12年4月1日に全面供用を開始しました港町埠頭等の活用にほかならない。また、先ほども言いましたように、これからの物流の流れがコンテナの方になってきている。そのようなことで、中国との定期コンテナ航路開設を重点目標にして今まで取り組んできております。

また、先ほど委員からご指摘がありましたように、昨年10月には、市長を代表にしまして、OPSと北海道航運協会小樽支部の共催によりまして、大連ほか3港の中国視察なども行いまして、コンテナ航路開設の手がかりを探ってきたような状況です。

ただ、現時点では、船社の方でも、集荷というのですか、荷物の調査をやっている状況でございまして、来る荷物は結構あるのでしょうけれども、帰りの荷物がなかなかない、こんなようなところが課題になっておりまして、現時点では開設の部分はなかなか明確に答えることはできません。

ただ、先ほども言いましたように、OPS、これからはコンテナ航路が主流になるということですので、今後とも、小樽港利用促進協議会なり、官民一体となって航路実現に向けて取り組んでまいりたい、そのように考えてございます。

斉藤(陽)委員

ガントリークレーンの設計調査費について

これに関連して、昨年の12年4定で補正予算がついた、ガントリークレーンの設計調査費という予算がついたのですが、それについては、現状でどのような形になっておりますか。

(港湾)工務課長

荷役機械の設計業務でございますけれども、これにつきましては、今年の1月19日に設計委託業務を契約しております。相手先につきましては、港湾荷役協会というところに委託をしておりまして、現在、工事の発注に必要な業務の検討等を進めているところでございます。

この設計委託の工期につきましては、3月30日を予定してございます。

斉藤(陽)委員

今、成果品がこの3月いっぱいででき上がるということですが、このガントリークレーン設計そのものについて はどのような段取りで進められるのでしょうか。

(港湾)工務課長

今、荷役機械の設置につきましては、港町埠頭の2番バース、マイナス12メーター岸壁を予定してございまして、 そこにタイヤ式のガントリークレーンを設置するということで今検討を進めてございます。

斉藤(陽)委員

設計調査が3月いっぱいででき上がるということで、準備万端、そろったという形になるわけですけれども、実際に、このクレーンの設置に向けての動きというのは、日程的にはどのように進むのですか。

(港湾) 工務課長

今現在、設計委託を進めておりまして、機械の仕様を3月いっぱいまでに決めたいと思っております。この後、手続的には、先ほど主幹の方から説明がありましたけれども、船主の方からコンテナを小樽港で扱いたいというような表明がございました時点で、荷役機械の設置について予算要求をしていきたいと思っております。早ければ13年度の補正予算でも対応していきたいなということで考えてございます。

斉藤(陽)委員

実際の工事といいますか、ガントリークレーンの製作等はどのぐらいの期間かかりますか。

(港湾)工務課長

この荷役機械の工事の期間でございますが、工事につきましては、今は調査中で、仕様等がまだはっきり決まっておりませんけれども、大体予想されるのは10カ月から約1年、12カ月ぐらいかかるかと考えています。

斉藤(陽)委員

コンテナの船主が寄港したいということが表明されて、10カ月ないし12カ月というのはまだクレーンがないわけですね。その間、どのように対処されますか。

(港湾)工務課長

荷役機械が完成するまでの間でございますけれども、これにつきましては、暫定的な対応としまして、二通り考えられます。一つには、コンテナ船にクレーンを配置しているタイプがございます。その場合は、その船に設置されているクレーンで荷揚げをすることが可能です。もう一つは、クレーンがついていない場合につきましては、陸上に大型のトラッククレーンをリースいたしまして、それで陸上から荷揚げするという二つの方法が考えられると思います。

斉藤 (陽)委員

その場合の費用といいますか、どのように対応されますか。

(港湾)工務課長

それらの費用につきましては、代替的には起債の対応にもなりませんので、市の単独費の対応ということになりまして、これらにつきましても、今後、寄港が決まった段階で補正予算を組んで対応していきたい、そのように考えてございます。

斉藤(陽)委員

青果物卸売市場の特別会計について

青果物卸売市場の特別会計についてお伺いをいたします。

平成13年度予算で、青果物卸売市場事業特別会計、この歳入の方の使用料及び手数料ということで、青果物卸売市場使用料が、12年度、前年度予算では 4,453万円に対して、本年度予算額で 4,292万 9,000円ということで、 1 60万円ほど減額になっておりますけれども、この理由をお示しいただきたいと思います。

青果卸売市場長

市場使用料の 160万円の差なのですが、市場使用料につきましては、取扱高掛ける定率ということでいただいております。12年度は、52億円の取扱高の見積もりで計算しまして、 2,080万円の収入と見込んでおります。それか

ら、13年度につきましては、取扱高48億円と見積もりしまして、収入額が 1,920万円、この差が 160万円ということになっております。

理由といたしましては、平成3年度をピークに年々取扱高が減少しております。それで、13年度につきまして、 12年度を下回るのではなかろうかということで低く見積もっております。理由といたしましては、消費の冷え込み もございますが、天候不順ということで見込みが少なくなるということも想像いたしまして算定いたしました。

斉藤(陽)委員

最近の数年にわたって、平成3年がピークということなのですが、市場取扱売上高の推移について、金額と数量で教えていただきたいと思います。

青果卸売市場長

統計書の数字で申し上げます。平成7年は3万1,267トン、金額にしまして63億5,836万6,000円、それから平成8年2万9,491トン、60億3,420万8,000円、それから平成9年、2万8,095トン、56億4,268万7,000円、平成10年2万5,549トン、57億5,815万9,000円、それから平成11年、2万4,571トン、50億6,374万1,000円、過去5年間はこのような数字になっております。

斉藤(陽)委員

多少でこぼこはありますけれども、低下の傾向ということははっきりしていると思います。この低下しているということで、先ほども触れられましたけれども、主な、一番大きな原因というのはどういうことでしょうか。景気の低迷とか消費の冷え込み、そういうことだけなのでしょうか。

青果卸売市場長

先ほどは消費の冷え込みと天候不順ということを挙げましたが、例えば、今年、12年度を例にとりますと、春・夏物の野菜が、雪解けが遅かったにもかかわらず、順調に生育されまして豊作だったと。かえって、豊作の分、単価が安くなって取扱高が減少している。逆に、今度は、秋物につきましては、日照不足、それから多雨、雨が多かった、それから、年が明けてからの降雪による被害、こういうものがありまして、逆に数量が少なくなりまして単価が高くなった、こういう現象がございまして、やはり、天候不順というものが取扱高を左右するものだというふうに理解しております。

斉藤(陽)委員

商業統計の方でちょっと調べたのですけれども、商業統計調査の資料によりますと、飲食料品小売業という作業分類で56番の項目がありまして、この中に、小分類として野菜・果実という項目があります。この野菜・果実の商店数、事業所数は 100事業所あると。法人が25、個人が77ということで、年間の商品販売額というのが、野菜・果実の部門で見ますと36億 8,570万円という数字がございますが、これについて、きょう、企画部の統計担当の方がいらっしゃいませんので、事前に企画部の方にお伺いをしました。そうしましたら、この野菜・果実という部門の飲食料品小売業の中の数字というのは、事業所単位であると。事業所単位で、例えば、大規模の量販店等の事業所が、各種食料品という別項目、小分類の中で各種食料品という別項目があるのですが、その分類に事業所が入っている場合には、その量販店の中の青果部門が売り上げた数字というのは野菜・果実の方の分類には算入されないのだという話で、実際に小樽市内の青果物が小売されている販売額とこの商業統計の野菜・果実の 566という小分類にあらわれてくる販売額とは乖離している、結構違うというお話でした。

ここの部分について、市内の小売業で年間販売される野菜・果実の総額というものは、小樽市の方としては押さ えられていますか。

青果卸売市場長

青果市場で取り扱っている数量につきましては、もちろん市内の小売屋さんも扱っていますが、そのほかに量販店、スーパー、それから後志管内、余市、岩内、古平方面、それから、遠いところでは利尻・礼文、こういう方面

にも市場で扱っている品物が行っております。市内で扱っている数字というのは、申しわけないのですが、押さえておりません。

斉藤(陽)委員

商工課の方ではそういう資料というのはお持ちでないですか。

商工課長

場長からお答えしましたとおり、数字としては押さえておりません。

それで、今のお話の中にありましたとおり、量販店の中でも青果・野菜部門をたくさん持っているところがありますので、聞いている限りでは、市内の卸の方を通して入れているところ、あるいは、札幌だとか、いろいろなところから入れているというふうに聞いておりまして、それぞれ量販店の大きいところであれば、地元の意思、意向というのはあるのですけれども、今の経営の効率化の中で、どうしてもいろいろな形で本社サイドの決定に従わざるを得ないというような部分もあるのだと、そういうことも何店かで聞いております。

斉藤(陽)委員

実際に販売されている販売額というか、市内の全体はどのくらいかという部分が意外と押さえられていないのだなということが、ある意味ショックだったのです。

それで、小樽市の公設青果地方卸売市場、この青果市場、小樽市の青果市場を通じて取引されているという部分について、およそで結構なのですけれども、全体の取引量に対してどの程度、小樽の市場を通じて販売されているのかという部分の感触といいますか、そういったものはわかりませんか。

青果卸売市場長

今、青果市場に出入りしている業者といいますか、仲卸人と買受人がおりますが、現在、仲卸人が16社、それから買受人が約 150社、個人の方もおります。こういう方々が取扱いをしております。

斉藤(陽)委員

そういうことではなくて、実際の売上高に対する割合といいますか、そういった部分で伺ったのですが。

青果卸売市場長

統計の数字で申しますけれども、八百屋さん、果物屋さんの中にスーパーは入っていませんが、例えば、平成9年の統計でいきますと、先ほど委員が申しました36億8,570万円、これを足しまして、市場の方では56億4,268万円を取り扱っていますので、単純に割り返しますと、統計の数字では65.3%ということでございます。

斉藤(陽)委員

ただ、実際には、小樽の市場を通さないで、例えば、話に聞きますと、札幌の市場から来るとか、本州から直接来るのだとか、そういった部分がむしろ主流といいますか、大きな量販店等では目玉になっている、非常にそちらのウエートがかかっているという話をいろいろ聞くわけですけども、この辺の問題については、小樽市の経済の発展といいますか、そういった部分にとって、こういう傾向というのは望ましいのかどうかということが一つ問題あると思いますが、これについてはどのようにお考えですか。

経済部長

市内で売られている野菜・果実、そのかなりの部分が小樽市外から直接入ってきているということのお話かと思います。

確かに、量販店の部分なんかですと、本部での一括仕入れとかということがあって、配送センターを通じて入ってきている部分があろうかと思います。それと、産地との直接取引で、それは量販店に限らず、一部あるのも事実だと思います。そういう中で、公設市場の取扱いすべてが、市内の消費なり、それを賄う状態になっていないわけですけれども、望ましいのは、やはり、小樽市内で消費される果実、野菜というのは、大半の部分が公設市場を通って出回るというのが望ましいとは思います。そういう中で、卸売業者だけではなくて、仲卸、小売を含めまして、

市内での消費について喚起をするといいますか、そういう形での対応ということは必要だろうというふうに思います。

斉藤(陽)委員

もう一歩踏み込んで伺うと、中小・零細の青果物小売店の抱える、いろいろ経営上で苦しいとか、いろいろな問題点があると思うのですけれども、どのようなことに悩んでいるのかという部分については、市では把握をされているのしゃいますか。

青果卸売市場長

小売商のことなのですが、平成9年6月には 181人おりまして、現在、31人減少しまして 150人となっております。

この減少の理由といたしましては、やはり、高齢者が多く、健康上の理由で、商売を続けていくことができなくなった、または、後継者がいないので店をたたまないとならない、こういうようなことで私どもは受けとめております。

斉藤(陽)委員

聞くところによりますと、小樽市内の問屋さんから仕入れる仕入れ値段が、実際にその日、スーパー等に、店頭に並んでいる小売値よりも高いというようなことが、逆ざやといいますか、そういったことが現実に起きているのだというような声も聞くわけです。いわゆる消費者のニーズと地元の商業者の活力ある発展といいますか、そういった部分の両方を両立させるような方策というのが求められると思うのですが、どういう対策をとっていったらいいのかという部分については、いかがでしょうか。

経済部長

確かに、市内の小売屋さんは、野菜・果実等は大変厳しい状況にあるのはそのとおりだと思います。それは、一つには消費購買力、言ってみますと、買っていただく方が増えていかない、人口の減ということもあるでしょうし、それと、消費の形態といいますか、どちらかというと肉中心のような形で野菜の摂取量が少なくなってきているとか、そういうふうなことが言えると思います、いわゆるなかなか売れないという部分についてはですね。

それと、経営が苦しいのは、やはり、単価の部分で量販店なりに対抗し得ないという部分もあると思います。ですから、どうしても高い価格で売らざるを得ないという中では、消費者としては安い方に流れていくということもございますので、そういうことも総合的に判断すれば、現状における中小小売店については相当厳しいだろうなという中で、小売店が他の量販店、大型店にない部分でいかに消費者のニーズなり心をつかまえるかということをやっていかなければ、これからは生き残りは難しいだろうと。それは何かといいますと、対面販売の部分で、いわゆるサービスを含めて消費者の方が来やすい、買いやすいという状況をつくり上げていくという努力がこれから必要なのだろうなというふうに思います。

斉藤(陽)委員

小樽市の施策としてどのようなことができるかということで、今、部長がおっしゃった部分については、地元の 商業者の方が各自で大変な苦労をしながら工夫をしていらっしゃる部分だと思うのですけれども、小樽市として、 それにどのような対応というか、施策として手助けをしていけるかという部分についてはいかがでしょうか。

経済部長

果実・野菜というものの大部分の小売の方は、いわゆる市場といいますか、そういうところに入っていらっしゃる方が相当の数に上っているわけでございまして、私たちといたしましては、市場の活性化というものが必要だろうというふうに考えておりまして、昨年、市場連合というものを立ち上げて、従来、個々の市場が横並びの状態の中で、おいしいものを考えていく、活性化するための施策をどうしようかということを考えていく基盤がなかなかなかった中で、それを立ち上げたことによって、皆さんは非常に和解しまして、何とか市場そのものを存続させる、

そのために何をしようか、共同事業をどうしようかという形でようやく動き出したということもあります。そういうところを根強く行政としては後押しをしていくということをしていくことが、結果として小売業の振興につながっていくのではないかというふうに思っておりますので、今後とも、そういう形の施策の効果を見ながら、できるものをどんどんやっていきたいというふうに思います。

斉藤(陽)委員

もう少し具体的にお伺いしたい部分もあるのですけれども、そういう市場連合さんの取組というのは、いつまでに実施されて、どういうことがあらわれてくるというか、目に見えた形でどういう取組が行われるのかという部分についてお伺いします。

(経済)商業振興担当主幹

市場連合は、昨年立ち上がりまして、今、部長が申しましたとおり、市場が持っている共通の課題等について話し合うということ、それから、市場自体の売上げの増につながるような振興策をみずから考え出していこうというような趣旨を持って結成されたものであります。

ちなみに、昨年は、市場連合結成記念と称しまして、大売出しを市内の9市場が全体で取り組んだところでもありますし、同時期に道の方で行っておりました感動市場についても参画して、その感動市場の受け皿にもなったということでございます。

それから、個々の市場については、私どもの活性化支援事業という補助事業がございまして、これは上限が30万円の補助事業でありますけれども、それを使って2分の1の経費を補助するということでございますので、9市場ともそれを使って年末年始等にかけてイベントを行ったり売出しを行ったり、そういったようなことで、これまでになかなかなかったことを皆さんが活発に行ったという経緯もあります。

2年目になりました今年については、共同の事業について、昨年の反省も踏まえてどうあるべきかということを検討していきたいということと、それから、今申し上げたように、後継者が少ないとか、空き店舗が増えているとか、そういった共通の課題がございますので、それらについての解決策なり、今後の方向について皆さんで話し合っていこう、そこにはアドバイザーを入れて、専門の方からの知識をもらいながら考えていこうというような考えをしております。ですから、ここ一、二年だけでそういった取組を終えてしまうということではなくて、もう少し先を見ながら、この事業について、いきいき市場推進事業と言いますけれども、もう少し続けていきたいなというふうに考えております。

斉藤(陽)委員

もう1点、今伺ったのは、ある程度まとまって市場という形で営業している方なのですが、単独のいわゆる八百屋さんとか果物屋さんとか、そういう個々のお店も結構あると思うのですけれども、そういった部分についての対策というか、声をかけるといいますか、そういう部分はどうなっておりますか。

(経済)商業振興担当主幹

市場以外にも、もちろん路面に面したお店がございまして、そういった店の中で、特に商店街という組織の中に属しているお店であれば、私どもはその商店街を通じまして情報収集をしたり、それから、売上げについてできることがあるのであれば、こちらから足を運びまして事情を聞いたり、最終的には商店街を通じてのいろいろな支援事業の中に組み込んでいただくと。もしくは、例えば、個店の部分になりますと、店舗を改善するための融資の問題とか、経営安定のための融資の問題とか、そういったことについても私どもが窓口になってお話し合いをしていく姿勢は持っておりますので、商店街を通じてそういった支援に取り組んでいるというのが実情ということになります。

斉藤(陽)委員

先ほどの統計の部分でも、実際の数字というのは、公の商業統計等を見ても現実に漏れている部分というか、把

握されていない部分が結構あるのだということも含めて、そういった調査等もきめ細かくしていただきたいのと、 また、今の対策についても、ぜひ、より緻密なといいますか、行き届いた対策を早急にとっていただきたいと要望 いたしまして、以上で終わります。

委員長

公明党の質疑を終結いたします。

市民クラブに移します。

斉藤(裕)委員

農業生産者問題について

まず最初に、事前の通告ではないのですけれども、今、斉藤陽一良委員の青果の話を聞いていまして、それでは、 青果に出荷する方の立場、つまり、農家の生産者の方ですね、生産者の方の動向というのはどうなっているのだろうかなと。

つい先日、いろいろ皆さんにご協力いただきまして、全道の農協の規模の調査を議会と全く関係なしにやっていたのですけれども、そうしたら、格段にやはり違うのですね、道東の規模、または十勝あたりの規模と。やはり、 小樽を取り巻く新小樽農協地区の作付面積であるとか従事者、取引規模が全然違う。雲泥の差がある。

そこで、生産者の流れとしては、非常に大きな、簡素・効率化で大きな農協をつくっていくというのが流れですね。小樽市もそうしました。それでは、小樽市の農業従事者というのは、私のうろ覚えですけれども、毎年十数軒、20軒近くの方たちが離農されているというデータも過去に見たことがあるような気がしますけれども、今はどうなっていますか。

農業委員会事務局長

小樽新農協の関係なのですけれども、確かに、十勝方面だとか函館方面だとかと比べると、小樽の農協の関係というのは非常に小さく、また、栽培関係の額も小さいわけであります。

一つには、斉藤(裕)委員のお話の中でのいわゆる農協に集める部分、共選と言うのですけれども、道東の場合は70なり80なり、あと、20、30というのはいわゆるインターネットによる道外への農家からの直接の搬送といいますか、その辺が見られています。小樽の場合は、私も農協に聞きましたところ、率にしますと、半分ぐらいが農協の共選なり青果物の市場に搬入されているという事実です。そのほかの部分、パーセントについては、自分たちが独自の販路を見つけて販売、卸に出している、それから、札幌なりまた別の方向に向かっているという状況であります。

斉藤(裕)委員

他の地域は驚くぐらい近代化されているのです。例えば、農協の貸出残高を調べたのです、皆さんにお世話になって。そうしたら、設備投資がでかいわけです。でかいから何十億円も貸出ししているわけです。新小樽農協の場合は42億円でしたか、40億円台です。ですから、それはなぜかなと思いましたら、特に酪農地帯や何かだったら、オートマチックでね、ベルトコンベアーみたいなものがあって、ふん尿がきれいに機械でできてしまう。もちろん、そうなると農業費の方がでかくなる。それを小樽市がまねするわけにはいかないわけです、置かれている状況が全然違いますから。

しかし、後継者問題というのはどこでもあるわけです。そこで、ふと考えると、小樽市として、または、もっと言えば経済部として、生産者に対する支援策とか、具体的な施策というのは、今回の予算書を見ると、何か寂しい気がするのです。というのは、担い手育成事業、講演会、見学の開催だとか、私もこれに目を通したのですけれども、はつらつ農業促進事業というのが、農場の看板作成講習と。農場の看板をつくる練習をしましょうということで金をつけている。これをつけるのは結構なのだけれども、果たしてそれで本当の意味での後継者を育成する手助

けになっているのか。私の知る限り、後継者がおられるところは少ないです、やはり小樽市内では。その辺の手助けを、小樽市の施策として何かしていかなければならないのではないか、こう思うのですけれども、どうですか。

農業委員会事務局長

今の委員のお話なのですけれども、確かに、十勝方面と比べると、小樽の農業というのは別の農業を私どもは進めているわけでございます。大消費地のある札幌や、小樽のまちもそうなのですけれども、都市近郊型農業、これを私ども施策として今進めているわけです。

ですから、具体的に申しますと、十勝のようなハード的な設備、施設、それから機械等の購入補助ということは ございません。基盤整備の中でも、例えば、農業機械、それから農業の基盤、土地の改良等、非常に額は小さいの ですけれども、基礎的といいますか、いわゆる小樽で農業をやりたい人、また、その地域のご子息さんで農業を継 ぎたい人に向けて、額的には小さい、仕事的にも小さいわけなのですけれども、その環境づくりに今私どもは一生 懸命邁進しているというのが事実であります。

それと、いきいき農場看板の20万円の話なのですけれども、これも、私は、小樽の地区の農業を考えた場合、大事な事業ではなかろうかなと思って、今年、13年度の予算に計上させてもらってますけれども、これも一つの担い手の育成になる、いわゆる農業のPRも含めた意味の事業でないかと思っております。

斉藤(裕)委員

私は、農業とか詳しくないので、看板作成と見たら何となく不思議な気がしたのですけれども、今説明のあった一つのPR活動、イメージづくりという意味で、皆さんがそれに目を向けられているのだったら、それはそれで結構です。

ただ、今までも続けられているのでしょうけれども、やはり、若手の方たちであるとか、本当に後継者が不足してきて、あと何年続けられるのかという深刻な悩みを持っている方たちと、なるべく生の声を聞くといいますか、 やはり対話が基本だと思うのです。そういう姿勢でやっていただきたい。これは要請しておきます。

水難救助について

次の質問なのですけれども、海水浴に関係してです。

これは、今までもお話ししてきましたけれども、ライフセービング協会というものが北海道にあって、それは、 全国的な流れとして、どうも救急救命の新たな部分を開拓していると。そして、これは、本州の方では、それぞれ の海水浴場をライフセービング協会が守っているという体制までできているところがあります。

去年質問させていただいたときには、初めての取組でした。それで、去年の後半からはお隣の石狩市でも予算をつけている、単独でですね。そして、私はライフセービングの若者たちの熱意というものをもっと守り立てるべきだという趣旨で各理事者の皆さんにお願いをしてまいりました。それで、去年は予算の執行途中でしたから、新規のものというのはなかなか難しかったのでしょうけれども、今年は、ライフセービング協会と、具体的に言えば日赤さんの兼ね合いにもなるのでしょうけれども、その辺をどう整理されているのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

(経済)観光振興担当主幹

水難救助の関係のご質問だと思います。

基本的には、小樽市の水難救助については、日赤にお願いをしていこうというふうに予算づけをしております。 その中で、小樽ドリームビーチにつきましては、小樽ドリームビーチ組合さんの要請で北海道ライフセービング協会というところにお願いをして、ある程度、水難救助をお願いしているというふうに聞いております。

来年度以降につきましても、小樽ドリームビーチの組合との協議の中で、ライフセービング協会がどのようなことをやっていくのかというお話し合いの中で、できる限りの支援をしたいなというふうに考えております。

斉藤(裕)委員

今のご答弁はちょっと元気がないのです。前は大したいい答弁だったのですよ。今後、日赤さんとのやりとりの中の橋渡しのような、そこまで言っていないか。調整してやっていくのだと。そして、そういう貴重な馬鍬ではないかというようなことを答弁されていたのだけれども、海水浴組合、組合任せみたいな話で、なんか答弁の後退のように感じるのですけれども、その辺、もう一回、意気込みを強く、観光課長がおられないのはわかりますから、それでは部長にひとつ。

経済部長

確かに、昨年、海水浴時期が終わってからの話だったのですが、そういうお話がありまして、私たちとしても、日赤だけが今やっているドリームビーチの部分について、若い人たちが一生懸命救急救命に携わっているという実態をお聞きしましたので、その部分について、実は海水浴の安全を考えれば必要な部分だろうという認識をしっかり持ったわけなのです。そういう中で、ドリームビーチにつきましては、あそこの組合が一つのメーンになって、まずどういうふうなところにお願いをしていくのかということを先に決めるような形があったわけなのです。それで、昨年もお話があった後に、組合との話はしているのですけれども、13年度につきまして、どういう形で、日赤とライフセービングとの役割分担ということになるのかもしれませんが、その辺のところについてはまだ明確な方針が聞かれていなかったということがありまして、当初予算にはつけていないわけですけれども、新しい動きといいますか、年度もかわりますので、組合の方と積極的に話をしながら、日赤のほかに、ライフセービング協会の方と、どういうふうなかかわりを持つのか、十分話をして、その中でできるところからやっていこうという、その方針は既に持っております。

斉藤(裕)委員

雪が降ってくる前にライフセービングの皆さんから電話がありました。「これから行ってまいります」と言うのです。そうしたら、夏の3カ月、4カ月の間、彼らは無収入に近い状態でボランティア活動をやっているわけです。これはボランティアですからね。「行ってまいります」というのは、ある人は建設の作業員としてアルバイトに行く、ある人はスキーのペンションとか、そういうところのアルバイトに行く、そこで1年分稼ぐわけです。そして3カ月のボランティアをやろうという意気込みなのですよ。これは皆さんそれぞれの考え方があるでしょうから、それを向こう見ずというように写るかどうかは別問題として、私は、行政として少なくとも目を向けてあげていただきたいと再度申し上げておきたいと思います。

湯鹿里荘について

おさらいで、今の方針はどうしているのか。今まで、売却に向かって、ちょっと失敗してしまった、それはいいです。繰り返しになりますから、それはいいです。今、経済部で持っている方針というのはどういう方針なのか、まずそこの確認だけ。

経済部次長

ただいまの方針ということですが、私どもが端的に申し上げますと、現在も売却という方向で検討しております。

斉藤(裕)委員

売却でね、少し発想を変えてもいいのではないかと思うのです。

売却、売却と言うのは、今までも売却の方針で来ていたから、そして、一度、売却で手を挙げてしまったから、 売却の方針で進まざるを得ないような発想はよした方がいいのではないか。例えば、これまでも賃貸という形もあ ったわけでしょう。どうせ売却に1回失敗してしまったのだったら、その辺も白紙の状態で考え直すというのも一 つの手であろうと。

これはなぜかというと、皆さんの答弁の中で、売却するときに、今までの利用形態を、日帰り客が云々だとか、 そういうものに注文をつけると言っているわけです。ところが、これは、民間に対する不動産売買のときに、いろ いろな書き込みをつくらなければならない。それは、禁止条件つき契約とか、解除条件つき契約とかと言うのです けれども、いろいろ注文をつけなければならない。こうすると、後からトラブルが起きる可能性がある。言ったとおりやらなかったのではないかとか、そういうこともあるから、つける注文をまずきちんとすること。果たして、きちんとしたら、その条件は、契約上、つけられるものなのかを検討する。ただ売却しますとおっしゃるけれども、この議会の場では、ほかのことを言っているわけだから、こういうことを市民に配慮したいみたいなことを言ってしまっているわけです。それは単純売却では成り立たないと私は思うのです。

だから、ひょっとしたら、単に売却というイメージを一回白紙に戻して、それでは賃貸でプロポーザルしたらどうなのだみたいな話になるわけです。そういうことも含めて、きちんと整理されるべきだと、こう思うのですけれども、いかがですか。

経済部次長

ただいま私の方に率直に方針ということでお尋ねがございましたので、売却ということで答えさせていただきましたが、今の賃貸、それから条件つきの部分の整理の問題、こういったことも、当然、今まで、昨年、売却という方針を出したから今回も売却ということではなくて、今日こういうお答えをするに当たりまして、賃貸という部分につきましてもいろいろ検討させていただいた経過もございます。そういった中で、今の方針としては、先ほど申し上げましたように売却の方向で検討しているということですが、ただいま委員からもそういうご意見もございましたので、そういったことも含めて、もし私どもが最終決定するときにはそういったものを整理した上でという形になると思っております。

斉藤(裕)委員

一つの意見として今申し上げました。

それと、ぜひお願いしたいことは、売却方針を今度新たに仕切り直して出すときに、それは公平にしてもらいたい。今まで不公平だと言っているのではないのですよ。とかく、ほかの部署にも見られますけれども、例えば、パッカー車の問題だって、調べてみたらびっくりしました。特定のところにしか連絡が行っていないとか、公募しましたなどと言っても、役所の入口のところに張るだけでしょう。あんなものではちょっとうまくないだろうと。情報を共有できるような形、これは皆さんのためにもなります。それで、特定の人たちだけに情報が流れて、話がどんどん進んでいってと。いろいろなことは聞きますよ。買収の意向があるところはあそこだとか、ここだとかと、うわさではありますけれども、公平な形で条件を示すべきだと思うのです。これだけはお願いしておきます。

経済部次長

ただいま委員からもお話がございましたように、こういった売買ということになりますと、やはり、透明性といいますか、公正ということは当然のことでございますので、私どもは、今回こういったものを仮に進めるということになりましたときには、当然、広報おたる等を通じまして、公募条件を含めましての周知、それからまた、マスコミのご協力も得て、新聞紙上などを通じて広報する、こういうことを基本的に、前提に考えてございます。

斉藤(裕)委員

経営安定化短期特別資金制度について

次に、経営安定化短期特別資金制度についてです。

余り難しいことを言わないつもりですけれども、財政部に聞きますが、この資金の利用見込み額は幾らですか。

中小企業センター所長

預託額は2億9,000万円と先ほど申し上げまして、預託倍率の関係で5億ほど対象になります。

斉藤(裕)委員

5億といったら、何口を想定していますか。

中小企業センター所長

一口 1,000万円が限度ですので、 1,000万円だとすれば50口になります。

斉藤(裕)委員

そうしたら、50社は申し込みがあるのだということなのでしょう。50口の申し込みを見込んだということになるのですね。

これは、50口というのは、私は5億割る1,000で50と言うと思わなかったのです。というのは、1年以内は短期貸付けだから、普通は50以上になると思うのです。70だとか、80だとかとなるのかなと思ったのだけれども、単純計算で割ったと。ちょっと乱暴過ぎませんか。

中小企業センター所長

斉藤(裕)委員のおっしゃるとおり、3カ月で回すところもあるし、6カ月で回すところもあるし、それから、 限度額が1,000万円ですから、500万円しか借りないところもある。そういう意味では70口だとか、100口だとか、 計算上ではそうなると思います。ただ、先ほど委員がご指摘のとおり、単純計算でやったわけです。

斉藤(裕)委員

所長は本当に愉快なことを言いますね。

これまでの議論もありましたけれども、基本的に、私たちの代表質問の中にも書きましたけれども、保証枠が拡大になっているわけでもないし、新たな資金需要を膨らませたわけでもないのです。それは、皆さんを非難しているのではなくて、ある意味ではやはりそれが制度融資の限界なのです。私は本の表紙を変えるというような表現をさせてもらいましたけれども、基本的には保全は保証協会に頼るということです。

皆さんは、先ほどの答弁の中で、保証協会を条件づけしていないということであったのですけれども、私が金融を勉強した20年前も、それこそ道の制度融資なんて8%とか9%の時代です。あのときだって、保証協会を義務づけるなどと書いていないのです。原則としてと。でも、実態は、保証協会が丸々だったのです。なおかつ、歴史が流れて、今、金融破綻して、金融機関の特別枠で保証枠がふえて、それで1回みんな潤って、潤ったと言わないな、借りかえて、それで第2ラウンドが今始まっているわけでしょう、ペイオフぎりぎりのね。そうすると、保証協会枠を使わなくても、保証協会の保証づけを使わなくていい人というのは、プロパー対応ができる人です。そうですよね。保証協会枠が要らない人というのはプロパー枠でしょう。

中小企業センター所長

必ずしも金融機関が保証協会の保証がなくてもプロパー試験を課すというふうにはなっていないと思います。連帯保証なり、または担保なり、足りない場合には当然一般保証というか、そういう形で保証協会の一般保証をとる場合もあるのだろうというふうに思います。

斉藤(裕)委員

そういうこともあり得る。あり得るけれども、別に、制度融資を使わなくても借りられる人でしょうと言っているのです。そういうことになるのですよ。

中小企業センター所長

確かに、制度融資を借りなくても、プロパーで対応できる企業はあると思います。

ただ、今のプロパー資金の利息とか、そういうものから考えれば、私どもの制度融資の中での利息は若干低くなる。例えば、実効利率を同じにしても、私どもの預託をすることによって表面利率を下げることができるわけですから、それは企業者にとっては有利な方法を選ぶのは当然だろう、こう思います。

斉藤(裕)委員

それは、うちの代表質問に書いていたではないですか。利息を下げる、ただ単にその効果はありますよと書いていたではないですか。確かにそうです。

これを使うときに、実際に民間業者は何をやるかといったら、簡単なことですよ。最初はプロパーで話をつけるのですよ。金融機関と。1,000万円貸してくれと、プロパーで話をつけてしまうのです。そして、「いいよ」と言っ

た後に「制度融資を使う」と言ったら一番安いのです、保証協会も要らないから。そうしたら 1.5%になるわけです。そうしたら、2%もの金利を使っている人たちは、2.5%だったら1%得したという話になるわけです。そうしたら、1年間で10万円もうけたという話でしょう、1年間べったり寝かして。そういう効果なのです。

だから、これは、つくるなとは言っていないです。つくるなとは言っていないけれども、もう一回、制度融資のあり方というのを考えた方がいいと思うのです、根本的なところからね。本当に、よく雨と傘の話があるでしょう。 緊急な資金繰りを要する、要するにどしゃ降りの雨のときには金融機関は金を貸さないから、傘も貸さないという話でしょう。それよりも、もう少し条件を緩和したようなものをつくれるかどうかを考える。

そのためにはどうしたらいいかというと、小樽市としては、保証協会づきで金融機関経由でやっていたら、幾ら制度融資をつくったって皆さんはノーリスクなのです、はっきり言って。ノーリスクなのです。小樽市に直接のリスクは大したないのです。だから、皆さんは、大切なお金だから、税金だから、預託だって変な融資に回すわけにいかない、だから保証協会も必要だ、やれ銀行の決裁が必要だ、こうなるわけです。でもね、小樽市、行政と金融機関とのリスク分担ですよ。それを考え出さなければ新しい制度融資というのは何回つくっても同じになる、こう思います

特に、直貸しの話などをここからしていくと混乱されるだろうからやめますけれども、少なくとも、単純計算して50社だと。少なくとも50社以上の申し込みがあることを私は祈りますよ。ただ、借りれ、借りれと言うわけにもいかないだろうし、だから、これは、来年の今ごろになったらはっきりすると思います。皆さんが今つくった制度融資が、一般の中小企業の人たちにどう写るかです。魅力的に感じたら、それこそ50社どころでなくて、殺到するだろうし、何言っているのだ、役人のつくったことではないか、仕事の内容、金融機関と我々の関係をわかっていないよと言われれば見放される、こういうことでしょうから、経緯を見守りたいと思います。

ただ、制度融資については、そういうリスク分担ということに目を向けなければ、生きた制度融資にはならない。 皮肉めいた言い方ですけれども、こう言わざるを得ないと思います。答弁はいいです。

フィッシュミールについて

これも、うちの大畠委員がいろいろ取り組んでまいりました。最初は市債権に対する徴収の方法に不透明感があるのではないか。経済部ではそのままにしておいて、強行な取立てをしないで、例えば住宅の延滞であるとか、保険証のことであるとか、そういう延滞については非常に厳しいのではないか。これが、まず公正な行政運営と言えるのかということも最初は言われていました。

その次に気がついたことというのは、果たして協業組合というのが、商人なのか、商人でないのか。それによっては、議論していたときにもう既に5年間を過ぎていましたから、商事債権だと言えば時効が成立する、市としては民事債権と言わざるを得ないのでしょうと、これは私が質問したことだと思います。

それで、皆さんとの議論というのは、今年だったのです。皆さんは5年と言えなかった。自信はないだろうとけれども、5年と認めてしまったら債権はない。それで、10年ということで、今年をどうするかという議論をずっとしてきた。そして、今回、一定の方針を示された。

そこで、私も全く気づかなかったのですけれども、共産党の議論の中で、聞き違えがあったら申しわけないのですが、要するに時効の中断の要件が整っているのではないかというような趣旨につながるのだと思うのですけれども、そういうことなのですか。

商工課長

先般の予特の議論の中で、時効の中断の関係ですけれども、ご指摘がありましたのは、自治法上の規定と、それから民法上の規定の中で、督促という行為に対して、時効を中断する効力があると、そこの部分のご指摘がありました。私どもも、督促を発布し、つまり、督促を出した時点で、それから督促が到達した日、その日までは時効ということがありますので、今お話ししている部分につきましては、4月16日に督促状を発布しておりますので、今、

私どもが3月29日が最短の時効と言っている部分が、十何日間は時効として伸びるという可能性はあろうかと思います。ただ、それだけの話でありまして、その期間はありますけれども、それ以降の長期にということで時効中断ということではなくて、あるとすれば、督促というものの有効性として十何日間か時効が伸びる可能性はあるということでございます。

斉藤(裕)委員

今回、裁判の訴えの提起というのが議案なのです。そうすると、我々は今何をしなければならないかというと、その訴えが正しいか、正しくないかということを我々も判断しなければならないのです。当然、正規の裁判ですから、1億5,780万円の金額の債権を主張する、くださいと言うわけですけれども、皆さんは今までも弁護士さんといろいろ話をされてきたと思うのですが、裁判の方針というのはどうなのですか、実際の話。弁護士さんとの、小樽市として裁判の訴えを提起するに当たって、裁判の方針というのがありますでしょう。その辺をちょっと教えていただきたい。

商工課長

私の答えがちょっと違っているのかもしれませんけれども、今、訴えを提起するに当たりまして、議案でもお示ししておりますが、法人 2 社、個人 7 名を相手方に訴えの提起ということで、今お話がありました 1 億5,780万4,1 08円ですけれども、その金額でということで考えております。この中にも、訴訟遂行の方針ということで、一つは、裁判の結果、必要がある場合には上訴ということも考えられる。それからもう一つは、訴訟において必要がある場合、これは適当と認める条件の中で和解に応じるものとすると、この部分を遂行の方針ということで入れてあります。この辺も含めて、顧問弁護士さんとは何回かご相談している中で、今、議案としてはこういった形でご審議をお願いしている。以上でございます。

斉藤(裕)委員

裁判ですから、それは上訴も和解もあるでしょう。そんなことを聞いているのではないです。

この一連の議論の中で、私たち市民クラブとして知り得なかったことがぽんぽんと出ている。それは、いわゆる 共産党の議論の中で、その契約時点で保証債務の意志確認をした、今から10年前ですか、その時点での生々しい話 をしているわけです。これが本当だったら、そもそも保証の意思行為というのは何だったのだろうという気もして いるわけです。何か知らないけれども、やったはいいけれども、新事実が出てきて、あひゃーなどという話になら ないのかなと、その辺の見通しです。大体、弁護士さんと相談して、提訴します、または訴訟を起こしますという 話になったら、これは行きますか、行きませんかとなりますでしょう。それなら行けると言っているのです、ざっ くばらんなところ。

経済部長

今、斉藤(裕)委員のお話で、共産党がこれまでいろいろ言われてきたこと、それを新事実ということでお話があったと思います。私たちも、訴えの相手方の方からはいろいろなことを聞かせられております。それは、あくまでも訴えの相手方がお考えになっていたといいますか、その部分のお話として承っているのです。それに対して、向こうの言い分が、私たちとして、そのとおりであるという、それを裏づけるものはございませんので、我々としては、その事実については肯定し得ないということを弁護士に申し上げまして、その上で、訴えの提起というものは平成2年6月30日の契約が有効に存在している以上、これは訴訟にたえ得るということのお話を伺って、このような議案を出させていただいているわけです。

斉藤(裕)委員

事情の確認を今させていただきました。

この関係は、ご承知のとおり、大畠議員会長が取り組んできていることで、うちの者は今お休みしているもので すから、これ以上の議論はいたしませんけれども、我々としても事実をそしゃくしながら判断していきたい、こう していきたいと思います。

委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結いたします。

自民党に移します。

松本(光)委員

中小企業等振興資金融資制度について

先ほどからいろいろ話が出ております。商工業振興費の中の小樽市内の中小企業等振興資金融資制度の昨年度、平成12年度の1月から12月までの利用状況ですけれども、運転資金で中小企業事業資金の主力となるマルタルですが、前年対比で80.4%、商業環境変化対応特別資金とか、新対応資金は利用がゼロ、設備資金では設備近代化資金が前年対比33.3%、高度化資金及び店舗改善特別資金はゼロということで、運転資金、設備資金を合わせた全体では、前年対比76.1%、金額にすると64.2%ということで、すべて前年対比を割っているわけです。その中で、13年度の商業振興費が28億5,500万円出てきました。12年度の37億1,600万円からまたまた8億6,100万円減額になっております。ということは、12年度の37億1,600万円のうち、不用額がかなり出ているので、こういう予算編成になったのではないかと思うのですけれども、平成12年度の支出済み額と不用額の見込み額をまずお答えください。

商工課長

商工業振興費全体のお話でありましたので、私の方から、12年度の当初予算ですけれども、37億 1,600万円という形で、若干の補正はございますが、決算見込みとしては28億 5,400万円ほどということで、今、数字的には押さえております。そういう意味では、不用額としては約8億 9,000万円ほどが出るだろうという見込みの中で今考えております。

松本(光)委員

商工業振興費は、五、六年前の平成7年度は実に73億3,000万円もあったのです。それが、平成13年度は28億5,500万円、44億7,600万円、端的に言ってこれだけのお金が、この中の制度融資、道の特別融資、経営合理化、運転資金のあれを借りかえた人もかなりいるので、減額とは言いませんけれども、現在かなりの額の資金が中小企業事業者に、現在、流通をしていないということになります。

平成7年に73億円の予算があって、不用額がわずか250万円、0.34%強、それが平成7、8年、9年、10年と、不用額が1,200万円、3億1,000万円、5億6,000万円、平成11年度決算は8億9,000万円、また今年も8億9,000万円、10年度で10%、予算額がどんどん減っているのに、11年度は20%近い不用額が出ておりますけれども、これの主な原因はどういうことかと見ておりますか。

商工課長

そういう意味では、今お話がございました融資の関係といいますか、そういった関係がどうしても圧倒的な要因だろうと思います。例えば、今の12年度の関係を見ましても、先ほどお話がございましたとおり、貸付金の中の土地購入資金の貸付金、あるいは設備近代化、あるいは合理化、それから商業環境の変化の資金等、こういったものの貸付けというのが実際にはなかなか実行されない中で、圧倒的に制度融資の中での分が落ちていっているというのが現状だと思います。

松本(光)委員

景気の影響を受けやすくて、資金調達の面でも弱い小規模事業者向けの融資制度は、融資制度上の配慮が当然必要なのですけれども、その配慮のためには、相談窓口の拡充や、金融機関や保証協会との調整機能の強化など、いる努力はされていると思いますが、今までどんな手当てをなさってきましたか。

中小企業センター所長

金融機関との関係とか、関係部署というか、合同の相談窓口を開いて、それから、当然のことながら、私ども職員が何度も銀行、金融機関関係を訪れて情報交換したり、それから、当然のことながら、信用保証協会にも足を運んだりということで、それなりに努力しているつもりでございます。

松本(光)委員

その中にあって、今回、新規で経営安定短期特別資金 2 億 9,400万円、これが出てきたのですけれども、先ほどからの話を聞いていますと、必ずしも保証協会づきでなくてもいいと。これは一番大事なところだと思うのですけれども、我々のところの予算説明に来たときには、そういう話ではなかったような気がするのですが、どうですか。再度、確認しておきます。

経済部長

その辺につきましては、私がお話しした部分をおっしゃっているかと思いますので、改めて申し上げます。 私は、そのときは、保証つきでなければいけないというふうに断定したつもりはありません。金融機関が必要と 判断をすれば、そのときには保証つきになることもありますというふうにお答えさせていただいたと思います。

松本(光)委員

必ずしも保証づきでなくてもいいということはどういう場合ですか。

中小企業センター所長

はっきり言えば、担保物件なり、物がはっきりしたりするとか、それから、今回は短期ですので、短期のつなぎ 資金ということで、手形を割り引かないでこれを担保にするだとか、そういうことは可能かと思います。

松本(光)委員

これで銀行の支店長にちょっと聞いてみたのです、保証つきでなくてどうですかと。「勘弁してください」と言われました。やはり、保証をつけてくれと。今は財務局の監査がうるさくて、必ずチェックされるから、保証つきでなければ勘弁してください、こういうことです。だから、実際には保証つきでなければだめだということなのです。

そこで、先ほどリスク分担の話も出ました。直貸しの話もあるでしょう。そうなると、代理弁済の予算づけも当然必要になるということになると、今ここで手っ取り早いのは、やはり保証枠の拡大ですよ。あなたの年商だとこの程度が保証枠と、1,000万円借りたくても、あなたの年商だと 500万円がいいところです、500万円の保証が目いっぱいですと言われて 250万円を2本借りている。それも返済していって、減っているから、まあいいだろうと思っても、今あなたの売上げは減少しているから、これでも多いぐらいだと。売上げが上がっているところというのは今はほとんどないでしょう。売上げが下がっているときに、今までの保証枠でさえ多いと言われているところへ、あなたは 500万円が限度だよと言われた人が、個々の事業者ですよ、 700万円なり 800万円なりの保証枠の拡大をしてもらわないと申し込みができないのですけれども、その点はどうですか。

中小企業センター所長

大変難しいご質問にお答えするのですけれども、一般的に、保証制度は国の基準に基づいて1事業者1人に対する最高限度額というのは決められてございます。例えば、私どもが申し入れしても、そんなに簡単に応じてくれるような状況にはないというのが事実だろうと思います。

松本(光)委員

余り簡単にあきらめないで、保証枠の拡大について一層の努力をしていただきたいということを要望して、私の 質問を終了します。

成田委員

大変厳しい返事をいただいたのですけれども、商工業者の中に今元気のいい企業もあるわけなのです。この実態 をちょっと調べていただきたいと思います。

調剤薬局について

調剤薬局、今はまちのネオンを明るくしているのは院外処方の調剤薬局だと思います。この辺の店舗数と雇用枠、 雇用需要を、ここは経済部の所管ですからその程度しかお伺いできないと思いますけれども、経済効果についても お伺いしたいと思います。

(経済) 労政担当主幹

薬局の店舗数につきましては、保健所の方からの年間の方でちょっとお教えいただきました数字についてお答え させていただきます。

平成10年度では74店舗、11年度は77店舗、12年度末では80店舗と、今、議員がおっしゃるように、ふえてきている傾向にあります。雇用数につきましては、大変申しわけないのですけれども、実際の雇用者については調査しておりません。ただ、院外の薬局がふえることによって、今まで院内で1人でやっていた調剤師さんが1人プラスアルファになるだろうということの推測はできますので、実際に雇用増にはつながっていくものと思われます。

成田委員

雇用枠の増にはつながっていないということなのですか。

(経済) 労政担当主幹

今お答えいたしましたように、院内で1人で調剤していた者が、院外でお店を構えることによって、1人ではなく、プラスアルファとして1人ないし2人を雇うことが考えられますので、雇用増にはつながっているものと考えられます。

成田委員

処方せんをもらって院外処方をお伺いしたら、やはり1店舗について10人くらいの従業員の方がいるのですよ。ですから、これだけの店舗があればかなり雇用がふえているのではないかと思うのです。それで、薬剤師さんのほかに、事務員、またはサービス員などがおりますので、その辺も含めて経済効果としてはどうでしょうか。その辺の返事をまだいただいていません。

商工課長

今話がありましたとおり、調剤薬局は少しふえ続けている、平成3年ごろからふえ続けていると聞いていまして、人数は、確かなところはないのですけれども、薬剤師を中心に170人前後がいるのだというふうに聞いています。ですから、小さいところは1人、2人ということだと思うのです。ただ、今、議員がおっしゃったように、大きなところは10人前後の人だかりでやっているところもあろうかと思いますから、そういう意味では雇用の効果というのはそれなりにある部分もあるのだろうと。

それと、もう一つは、私も素人でよくわからない部分があるのですが、メリット・デメリットの話をちょっとしますと、当然、できることによって従前の大きい病院のお客さんにとっての待ち時間というのが少なくなってくるというようなこともあったり、あるいは、何カ所かから薬をいただいてる患者さんにとっては、1カ所でやることによって、それぞれの薬の副作用といいますか、そういうもののチェックが可能になるだとか、小さなメリットはあるのだろうというふうに聞いています。

ただ、一方では、これも当たっているのかどうかというのはあるのですが、全体として医療費がふえていくという傾向になったり、あるいは、薬の在庫といいますか、そういうものがどうしてもふえるような傾向とか、いろいるな部分があって、一長一短の中であるのだろうと聞いています。

ですから、経済効果の部分があるのか、ないのか、数字は幾らかと聞かれると、お答えできなくて大変申しわけないですけれども、雇用という部分ではどんどんふえておりますので、お店が目につくような状況になっておりますから、そういった部分での効果というのはあるのだろうというふうに認識はしております。

成田委員

調剤薬局の件については、これからどんどんふえていくと思いますので、保健所も大変な作業になると思います けれども、推進していただきたいと思います。

農政について

農政も、地域の農業者が地域の特性を生かした北海道の農業の元気づくり補助事業というものがありますね。これは、11年度は小樽の花卉園芸組合が利用したり、12年度にはJA新小樽の青年部の方々がハードの面で取り組んでおります。また、13年度には、道の補助制度が廃止になりまして、新たに変更された部分というのは聞いているのですけれども、その辺は把握しておりますでしょうか。

農業委員会事務局長

小樽では、この補助というものを有効に活用させていただいております。今、委員が言われるように、11年度も 12年度もそのような補助事業を用いて私どもは事業補助を行っておるわけでございます。

ただ、13年度につきましては、道の方で地域政策補助金といういわゆる一括補助の部分を道の施策の中で変更するということで、私が聞いている話なのですけれども、この元気づくり事業が廃止される予定であるというふうに聞いております。

成田委員

新たなメニューとして、新しい事業が起こされるということが2月の上旬の新聞に出ていたのですよ。道の支援4億5,000万円の新年度補助金、そういう制度ができたわけなのですけれども、これは農業活性化の事業として小樽ではどう取り組んでいるのですか。

農業委員会事務局長

今、道では、予算の絡みもありまして、4月上旬に各市町村に対して支庁から説明するというお話を私は聞いております。それで、先ほど答弁いたしました北海道元気づくり事業というのが、これはまだ仮称なのですけれども、今、議員は新聞記事をお持ちですが、農業・農村チャレンジ21推進事業という名称に変わるわけであります。小樽の農業施策にとっても、私どもは、重要な事業という判断を持っております。

新聞記事によりますと、道の予算措置が4億4,500万円、ただ、総体事業費は総枠で約9億円ぐらいになろうかと思いますけれども、最近の高齢化の進展、農家戸数の減、いわゆる活力が落ち込んでいる今日の農村地域の地域おこし、それが目的であるということで、団体、それから農協が事業主体であるということも聞いております。

成田委員

小樽の農業として、高齢者の農業に対する生きがい、これは重要なことだと思うのですよ。これからの少子高齢 化の中で考えていかなければならないことだと思うので、今後の小樽の農政としてどのような形で進めていって、 また、道との絡み合いをどう取り組んでいくかということは大事なことだと思うので、よろしくお願いいたします。

農業委員会事務局長

新しいメニューの中に、今、委員がおっしゃいました高齢者の生きがい対策もメニュー化されていると私も聞いております。4月になりましたら、この辺、道庁本庁も含めまして、私どもは、農業改良普及センターも大事な機関でありますから、その辺、十分、小樽の農業に特化した活力ある事業採択に向けているいる協議しながら、補助採択になるよう努力いたしたいと思っております。よろしくお願いします。

横田委員

まち育て情報センターについて

たまたま代表質問で見楚谷議員がまち育て情報センターのことについて聞いております。それ以前にも、報道機関などでも報道されまして、この構想自体は私も非常にいいのかなと思うのですが、いまいち概要というのがちょっと見えてこない。

確認の意味も含めまして、まず一つは、何をやるのか。これは、産学官が協働して地域発展のため云々ではなくて、こういうことをやりたいのだと。

それから、二つ目は、事業主体はどこがなって、どのぐらいの事業費でやるのだろうか。 1,000万円の補助金が 市から出るようですが、全体の事業としてはどのぐらいの金額でやられるのか。

あとは、その管理運営といいましょうか、聞くところによると、これから文書を出して云々というお話ですが、 どこが管理して、どういう事業を進めていって、どういう効果があるのかという部分で簡潔にお答え願いたいと思 います。

商工課長

まち育て情報センターに関してのお尋ねです。

具体的にわかりやすくということなので、実は、この情報センターそのものは、今のNTT小樽支店の1階の国道からすぐ入れる場所に 400平米の空き事務所ができるということで、お願いをして、今、その分の 140平米ほどお借りをして、私どもとして、まさに産学官の中の今の地場産業振興会議でのワーキンググループの中でそういうものをつくっていこうという皆さんの声がありまして、具体的な中身の検討に入っております。おおむね見えてきておりまして、13年度に立ち上げていこうということで今進んでおりますけれども、あの中では、当然、産業経済にかかわる情報化というのが大前提ですけれども、今やろうとしておりますのは、一つは、広報ブースを三つほど設けまして、その中でIT関連の新しい起業家といいますか、新規起業家の皆さんを募集をして、あの中に入っていただいて、そういう意味では小樽に新しい風を吹き込んでいただく。そして、それらのノウハウを生かして、いろいろな形でのコーディネートにも参加をしていただく。ですから、単に場所を貸していくということではなくて、小樽のいろいろな今後の事業や、あるいは商店街等の中でのアドバイス役も買っていただく。そんなことを考えながら、一つは広報ブースにIT関連の起業家の皆さんの募集をしていきたいというのが一つであります。

それからもう一つは、学生起業家本部の運営と言っているのですが、これは、実は小樽商大のCBCのお力をかりながら、このワーキングの中にも入ってずっと一緒にやっていただきました。そして、学生の皆さんにも入ってもらいました。彼らがビジネスアイデアコンテストというのをずっと商大の中でやっていまして、いろいろなビジネスに対するアイデアをたくさん持っております。これらを生かす場面をこのセンターの中でできないだろうかと。今まで、アイデアはありましたけれども、彼らの資金力や人脈の中ではなかなか実現ができなかったアイデアを、この中で何とか商店街とリンクさせて使っていく、実はこんなことも考えてございます。

あとは、当然、IT関連のいろいろな研修会等も、私どもの中で、この中で企画をしながら進めていく、そんなことを主な事業として今考えております。

事業主体でございますけれども、実は、まだ最終的なワーキングの結論は今度の22日ということになっております。今、私どもが考えておりますのは、当面、小樽商工会議所に、これは初めから商工会議所も小樽商大もメンバーでございましたが、小樽商工会議所に事業主体をお願いして、さらには、民間の方々を中心に、これももともと民間主導という形でのお話が進んでございましたので、できれば事業協同組合を立ち上げていただいて、この中ではNPOでどうだというご意見も今あるのですけれども、事業協同組合を立ち上げていただいて、この辺が事業主体あるいは管理運営という形にしていただくということで今考えてございます。

それから、事業規模のお話がございましたけれども、実は、市は今13年度予算で 1,000万円の補助を組んでおりますが、これだけではあそこの造作、あるいは機械の導入を含めて金銭的には間に合わないということで、今、通産省とお話をしながらいろいろな補助の導入を考えてございます。その中では、中小企業総合事業団のメニューの中で、できれば 1,000万円ぐらいのお金をいただいて、合わせてトータル 2,000万円ぐらいで、当面、13年度のまち育てセンターの事業を進めていければなと、そんなように考えてございます。

横田委員

みずから事業はされないのですか、収益事業というのは。

商工課長

失礼いたしました。事業協同組合は、当然、そういった形の中でやっておりますので、みずからの収益事業というのも考えてございます。

ただ、それは、これから立ち上げます事業協同組合の皆さんが主体的にやることなので、私どもとしては、今、直接これをやれ、あれをやれということは言えないのですが、今、お話し合いをしている中では、この事業協同組合の中でやる事業としては、例えば、データベース化の入力の作業を請け負う、あるいは、ホームページ等の構築の受託事業、あるいは、各種団体等の事務局を引き受けると。これは、市内にいろいろな団体がありますけれども、なかなか事務局機能がなくて、事務局をやっている方が高齢になってなかなか進まないということがありまして、こういう要望もあるようなので、この事務局機能を引き受ける事業、あるいは、ちょっと違う次元になりますが、プレイガイドの窓口ができないだろうかとか、こんな議論をしながら、何とか収益事業の部分でもある程度の人件費は出していけないのかなと、こんな議論もしてございます。

横田委員

事業主体が商工会議所というお話ですが、聞くところによると、1年ほどで手を引くと言うのは変ですが、そこからはいなくなるといいますか、何と言ったらいいのでしょうか、そういうお話をちょっと聞いておりました。

また、協同組合をつくるということですが、どうも最近、協業組合とどう違うのか私はよくわかりませんが、過去に、まさに今回問題になっておりますフィッシュミールにしろ、太陽米菓にしろ、協業組合でなかなかうまくいっているものがないと思います。それとはまた違う手法なのでしょうけれども、何社ぐらい、当然、組合ですから、出資金を出すような格好になるわけでしょうけれども、そういったものはどの程度で何社ぐらいを予定されておるのでしょうか。

商工課長

前段にございました商工会議所の関係ですけれども、実は、今こういうことでお願いをしているということでありまして、商工会議所から最終的にやるという返事はまだいただいてございません。今月の商工会議所の最終的な中でご決定をいただくということになってございます。その辺はご理解をいただきたいと思います。

それで、2年目以降につきましては、実は、この事業を進めるに当たって、事業協同組合、あるいはNPO、あるいは企業組合、いろいろな受け皿を考えましたけれども、それらができるまでの間、実は商工会議所に事業主体としての受け皿をお願いしたいということでお願いしております。ですから、当面、今私が言いました形で商工会議所に13年度にお願いをしたいというふうに考えておりますけれども、それ以降につきましては、新たにできる組合なり、あるいは企業組合なり、NPOなり、できるものがそれを引き継いでいくということを実は考えてございます。

それから、事業協同組合につきましてもいろいろ議論のあるところでございますが、実は、これは、市が決めたというよりも、ワーキングの中での議論として、今、そういう話になっております。ある意味では、具体にいろいるな方に声をおかけしてご協力をお願いしている動きもあるようです。金額的なことも、最終的には決めておりませんけれども、20社なり25社の皆さんにお願いを、今は25社程度と言っているのですが、その皆さんにお願いしてご協力をいただけないかと。ただ、先ほど議員からもありましたとおり、この事業自体が大きな収益を生む事業というよりも、どちらかというと小樽市全体の情報化に役立てる事業ということですから、その辺の部分も踏まえて参加いただく方にはご説明をしていかなければならないだろう、そんなふうに考えております。

横田委員

私は、反対ではなくて、大いにやってほしいのですが、市の補助金あるいは通産省の補助金が大きな資金源となっている、あるいは、事業の内容を今聞きましたが、細かいのも見ておりますけれども、年間で140万円ぐらいの事

業収入の計画を立てておられるのです。140万円ですと人一人も雇えないような状況ですが、資金面で脆弱ですと何か長続きしなくなってしまうのではないかという気もいたします。

また、産学官ということですが、産の方の各商店街の連携だとか、今、ワーキングの中にも商店街のことは書いていないように見受けられますが、地場産業を振興させるための活性化ということでございますので、その辺がちょっと心配でご質問させていただいているわけです。

私の描いていたまち育てセンターというのは、情報センターということですから、岩見沢だとか、あるいは隣の砂川ですか、それから、道外では藤沢、あの辺を視察させてもらいましたが、あの辺は、ITといいましょうか、こういったコンピューター関係の情報センターというものを自治体と商工会議所、あるいは民間が若干入って大きなものをつくって、そこに全部集中させているのです。もちろん、その方が効率がよいわけですし、そういったことを考えますと、今、教育委員会の方で中学校に 400台程度のパソコンを集中管理する場所を稲穂小学校にすると言ったでしょうか、そういうお話です。藤沢の例で申しわけないですが、学校の教育機関のコンピューターも全部1カ所に集中させています。

この産業会館は、多分、光が入っているでしょうから、場所としては最適だと思います。新たにまた稲穂小学校に光を敷くのに1,000万円ぐらいかかると言ったかな、そんなふうにインフラの環境は整っているわけですから、そこに、どうせやるのならという意味で言わせてもらえれば、もうちょっといいものをやった方がいいのかなと。 3 ブースを無料で貸すような格好になるのでしょうけれども、それよりは、小樽市全体の情報を集中させるような部分も考えられてはいかがかなと思ったわけです。これは学校との連携もありますので、ここではご答弁は要りません。

もう一つ、先ほど補助の話もありましたが、ちょっと例を挙げさせていただきますけれども、福岡の久留米市は、当市より人口が多くて20万人ちょっとぐらいですが、空き店舗を利用して、今言ったまち育て情報センターのようなものをつくったようです。ここでは、シニアを、高齢者といいますか、お年寄りの方、平均年齢五十二、三歳の方たちを対象にパソコン教室をやって、非常に盛況だと。ほかの事業もやっておられるようですけれども、その補助で、メーカーを巻き込んで、マイクロソフトだとか、通産省のシニアの関係の育成事業、これで 1,500万円をぼんともらっているのです。もちろん小樽がすぐというわけではないでしょうけれども、パソコンは、今まさにIT講習会もございますし、教えられるようなインフラづくりをやるとどんどん人が来るのではないかと。

今の構想でいくと、図面なんかも見ますとインターネットカフェなどをつくっているようですけれども、ここに 人がわんわん来るというような状況はちょっと私は想定できないのです。ですから、もっと人を呼び込む、まちの 活性化を図るためにはそういったこともお考えになられたらいかがかと思いますが、よろしくお願いします。

商工課長

今のお話のとおりだと思うのですが、最初に、商店街の関係につきましては、実は、場所も含めて、地元商店街との関係というのは非常に大切な要素だと考えています。今、ワーキングの中には、三つの中心商店街の代表の方3名は入っております。

ただ、ご指摘のように、さらに人数のことも含めて、もう少し密度を濃く、商店街との連携をしながら、例えば、 商店街のホームページの問題や、空き店舗の問題や、あるいは商店街全般にどんなものを売っているかだとか、そ んな情報がネットワークでできるような仕組みも今議論の中で出ておりますので、十分その辺もやってまいりたい というふうに思います。

それから、今、ご提言にありました福岡の久留米なんかの例も、私も若干お聞きしております。今、この中でも、シルバー、プラチナの皆さんのIT講習というのは、若い人が教えてもなかなか大変なので、それなりの技術をお持ちのシルバーの方がシルバーの方に教えるというような仕組みがいいのではないか、そんな議論もされておりまして、そういうことも枠組みとして今は考えております。さらには、それらについて回る補助金等、そういうもの

もいろいろな形で出るのも承知しておりますので、我々も注意深く見ながら、できる限り有利な補助金も導入する ということもお話をしながら、ご提言の趣旨を踏まえて、さらにグレードアップといいますか、中身の充実を目指 してやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

横田委員

ワーキングで進めていることですので、ここでいい、悪いということはなかなか言えないと思いますけれども、 本当にくどいようですが、どんどんやってほしいという意味でお願いしております。

次木委員

中小企業に対する制度融資について

ただいま各委員から、中小企業の制度融資について質疑があったところでございますが、今、小樽市の制度融資は13あるわけでございます。その中で、運転資金というのは四つばかりあるのです。時間がないから一々申しませんが、四つばかりあるのです。その中で、保証協会づきというのが三つあるのです。ですから、この融資制度というのは、数十年前に出てきているのです。制度融資があるのです。ですから、数十年前からいたしますと、経済情勢やら社会情勢やらが全く変化しておる今日でございますから、この制度融資自体を抜本的に見直すというようなことでなければ時代に合わないのではないか。言いかえるならば、借りる側に立って制度融資というものを設けなければ、貸す側に立った制度融資に比重をかけているのでしたら、零細企業、中小企業は、いかに制度融資があったって適用されない、利用できないというようなことになっていきますので、このあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

経済部長

今、次木委員がおっしゃったように、制度融資をつくるからには、やはり、利用されるということがなければいけないと思います。そういう中で、先ほど来出ておりますように、不用額が出てくるというのは、現実的には利用度が低いのだというふうに理解をしておりますので、制度融資そのものを、根本的に必要性がいろいろあると思うので、その全体を含めてそろそろ見直しの時期に来ているのかなというふうには思っております。

次木委員

ぜひ抜本的に、現状に合った、企業者に喜ばれる制度融資をしなければ全く無意味だというふうに感じますので、 ぜひひとつ、その実情に合った制度融資をつくっていただきたいと、かようにお願いをいたします。

石狩湾新港管理組合への札幌市の加入について

それともう一つ、私は、質問で、石狩湾新港の管理組合について、札幌市の加入をどうだということ等について お伺いをいたしてございます。答弁を聞きますと、これまでの経済界や議会等で検討されてきておる経緯も踏まえ ながら、総合的に検討し、慎重に判断しなければならない課題と考えておる、こういうようなことを言っておられ るのですが、札幌市の管理組合の加入について、メリットとデメリットのご説明をちょうだいしたいと思います。

(港湾)港湾振興室主幹

なかなか難しい課題でありまして、単純にメリット・デメリットという部分はなかなか難しいのかなと思います。 ただ、単純に考えますと、札幌市が加入することによりまして、現在、小樽市が管理者負担という形の分の6分の1、収入と支出の部分の差額を6分の1を負担しているわけでございますが、そういうふうな管理団体が入ることによりまして、そこの部分の負担割合が変わってくる、それが最大のメリットかなと思っております。

ただ、そういうふうな形で考えますと、デメリット的な部分としまして、今現在、小樽市なり3母体でやっている部分の新港の整備が、これはメリット・デメリット表裏一体の部分になるかもしれませんけれども、そこの整備が図られることによって、今度は逆に経費の部分が増加する、そこら辺の部分もあるのかなと。

ただ、今も言いましたように、単純な部分の話なもので、そこら辺の部分は、過去の経過なり、非常に難しい部

分があると思いますので、メリット・デメリットの部分は慎重に検討していかなければならない問題かな、そのように考えてございます。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時55分 再開 午後 3 時30分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党、北野委員。

北野委員

フイッシュミール協業組合の件について

議案第40号、フィッシュミール協業組合に関して質問します。

一つは、この土・日、私はフィッシュミール協業組合の元の理事長さんにお会いしてきました。そこで伺ったことも踏まえて、質問します。

去る8日の予算特別委員会の答弁で、平成9年10月までは資料がないとのことで納付通知書、督促状以外の損失補てん金納入について、担当の幹部職員が債務者にどういう働きかけが行われたか、経緯が示されていません。前任者がどういう働きかけを行ったかを承知しているか、お答えください。

商工課長

総括のときもお話ししましたけれども、私どもが確認できる範囲では、9年からということでお示しをしました。それ以前のことにつきましては、私の聞いている範囲では、当時の協業組合の理事長とお会いをして、納入に関する部分でのいろいろなお話をした、あるいは、当時、平成2年3月の解散以降、いろいろな打ち合わせ、あるいは事後処理を含めてありましたから、いろいろな形でお会いをしてお話をする場面はあったと思います。物の処理あるいは土地関係の処理だとか、いろいろな形でお会いする場面がありまして、その中で、年に何回かは、記録としてはっきり残っておりませんけれども、お会いをして、お話をする機会があったと。

そのときに私が言いましたのは、納入交渉といいますか、お金を払うということをやったという記録が残っておりませんので、私どもの納入交渉記録ということではお示しをできなかったということでございます。

北野委員

配られた資料にあるとおり、平成9年11月まで納入通知書と督促状を郵送するだけで、担当の幹部職員は、債権回収に、一度たりとも元の理事長を訪問しているということがなかったのではないですか。債権回収にかかわってですよ。

商工課長

ですから、今もお話し申し上げましたが、債権回収、徴収ということで、直接その課題で議論をして残った記録というものはありませんけれども、聞いている範囲では、いろいろな場面でお会いをする中で、当然、この使用損失補てん金の話については指摘していると思いますし、そういった形で伺ってはおります。

北野委員

それは、現担当者がそういうふうに推察しているだけの話で、証拠はないのでしょう。私は、元の理事長さんに お会いしてびっくりしたのは、高橋現企画部長が経済部長になった、その少し後に、経済部長に就任したあいさつ に来たときに初めて債権回収に触れた話があったというふうに言っています。そのときに何と言ったかというと、「1万円でもいいから入れてくれませんか」と言ったそうです。いかがですか。

商工課長

1万円でもいいからというお話というよりも、当然、大きな金額ですから、その納付に関しては協議をする必要があるし、現在の皆さんが持っている資力の中で払える範囲内でお願いできないかということはお話ししたというふうには聞いております。

北野委員

だから、それも証拠は何もないわけでしょう。聞いていると言うけれども、だれから聞いたのですか。

商工課長

私の場合には、私の前任の課長からの引き継ぎの中でそういった話があったということです。

北野委員

前任となれば、そこにいますね。

磯谷課長、損失補てん金について、どういう引き継ぎがありましたか。あなたの前は堺さんです。

(総務)総務課長

前職の関係なので、今とはやりとりの状況がいろいろ変わっているという可能性があります。ですから、余りその時点のことで私の口から申し上げていいのかどうかということがちょっとあると思うのですけれども、

(「本当のこと言えばいいんだ」と呼ぶ者あり)

いずれにしても、私の前課長からもこういうようなものがあるというふうな形は聞いておりましたので、その時期になりましたら所定の通知書等の送付は行っていたという記憶はございます。

北野委員

だから、結局、山崎課長が聞いた磯谷前任者は、所定の手続の納付書と督促状は送ったというだけの話で、あと については何もないのでしょう。

それから、平成2年の協業組合解散、それに基づく損失補てん金を覚書を交わして締結したと。このとき、市側の呼びかけによって、当時の協業組合の理事の人たちに対し、印鑑を持って集まれということになりましたね。それで、そこに集まってきた協業組合の理事の方と、市幹部との間でどういうやりとりが交わされて合意に至ったか、経過を説明してください。

商工課長

6月30日付けの契約の部分でのやりとりのお話ですけれども、これも、正式にこういうやりとりがあったということを文書でお示しできたり、文書であるわけではございませんので、私としては聞いている範囲でのお話にしかなりませんが、当然、協業組合の当時の方々、多分7名だと思いますが、参加をしたと。市側も、当時の記憶では5名ぐらいだと思いますけれども、参加をして、その中で協業組合側からお願いをされた解散について、事前に解散の届け、お願いというのが出ておりますから、それに基づいて市側で協議をして、こういった形で従前の契約を一つは解除をして、新たな覚書を結んで、使用料という形の中で精算をしていくという提案を市側からして、それを、協業組合側は、そういう意味では金額的に、それ全体が「わかりました。すぐ」ということではなくて、いるいろなお話をした中で、最終的にこういった形でお互いに合意をして印を押したというような記憶でございます。

北野委員

それは、その場の事の経過だけれども、そこで何が話し合われてやりとりがあったのかということがこの議案審議の上では非常に大事なのです。

課長に聞くけれども、当時の商工課長は高橋現企画部長でしょう。そこに立ち会っていたでしょう。休憩しますから、聞いてきてください。どういうやりとりがあったのか、あなたもやりとりがあったということは認めたのだ

から、そのやりとりの中身が何であったのかということを説明してください。わからないのだったら、聞いてきてください、委員会を休憩して。

商工課長

個人名も出ましたけれども、そこの部分でいらっしゃった方は、私の知っている範囲でお聞きしている部分では、 先ほども申し上げましたが、市側としては、今回の処理に当たって、こういった形での再計算をして

(「それはわかるのさ」と呼ぶ者あり)

やりとりというのは、当然、協業組合側からすれば使用損失補てん金の支払いになるわけですから、その金額の 算出根拠等についのてやりとりは当然あったのだろうというふうには思います。

北野委員

それはあなたの推察でしょう。だから、どういうやりとりがあったのかという事実を知りたいから、今度の議案への態度を決める上で決定的な問題を含むのですから、当時の人に聞いてきてください。

委員長、お願いします。

委員長

また理事会の話はしたいと思いませんけれども、今、商工課長が、当時というか、引き継ぎの話をされています。 ですから、商工課長の今の答弁で了解できないのですか。

北野委員

委員長、これは時間外だよ。

商工課長がやりとりがあったということはお認めになっている、私もそうだと思うのです。そのやりとりの中身がどうだったのか。協業組合の理事の方からどういう発言があって、立ち会った市側がどういう話をしたのか、その具体的な中身を知りたいと言っているのです。あなたはいなかったからわからないから、いた現企画部長に聞く以外はないでしょう。だから聞いてきてと言っているのです。それだけの話ですよ。それでなかったらこの議案の審議はできませんよ。

(「何で高橋さん出てこないのよ」と呼ぶ者あり)

委員長、これは、さきの理事会で私はあえて言わなかったけれども、それは中村さんがいろいろ弁明していました。けれども、去年の2定の厚生常任委員会には、中村さんが聞きたいことは議案としてかかっていないのです。 お隣の建設常任委員会の議案第15号でかかっているのですから、それを厚生で聞くのに、わざわざ我が党の委員を含めてみんな協力しているのですから、相馬課長を呼ぶということについて。

(「事実上の審議妨害だぞ、本当に」と呼ぶ者あり)

だから、建設常任委員会の所管になっている議案について、厚生で聞くのに課長を呼べということを許している のですよ。

そうしたら、私が、市民を裁判にかけるかどうかという大事な問題を市長から議会が聞かれているわけだから、 どういう経過でそういう締結に至ったか、本当のことを知りたいというのは当たり前ではないですか。今の担当者 に聞いたって答えられるわけないのだから。現に、部長として当時の商工課長がいるのだから、ここへ来いという のは拒否されました。だから、聞いてきてください。

委員長

ただ、北野委員、行政というのは、何回も言うようですけれども、引き継ぎがあると思うのです。それぞれの職場で、その議案とか

北野委員

だから、今聞いただけで、引き継ぎがないでしょう。だから、聞いているのですよ。

商工課長

先ほども申し上げましたけれども、そのときのやりとりを一字一句こういった形であったということは申し上げることはできないと思います。

ただ、申し上げたいのは、当時の使用損失補てん金の我々が算出した当時の8億2,000万円という金額は、既に6億6,000万円は納入済みでございましたから、残りの1億5,000万円について、当然、当時、いわゆる協業組合の方々の方から、その支払いについて、10回払いですから、その金額の算出根拠についてのやりとりがあったし、それについての支払いについて、例えばすぐ支払うことが可能かどうか、こういったことのやりとりもあったというふうには聞いております。

ただ、そこの中で、市側は市側としていろいろお話をし、組合からもいろいろなお話を聞く中で、最終的に6月30日付けの合意に至った、そういう経過でございます。

北野委員

課長の言うやりとりはあったと思うのです。私はそれは否定しないのです。

けれども、そういう金額のやりとりのときに、もっと大事なことが論議されているのですよ。なぜ印鑑を押したかと。印鑑を押すにはそれなりの理由があったのです。それについてあなたが触れていないから、私はあなたに聞いたって、これは無理だと思うのですよ、いないのだから。けれども、先ほど、磯谷課長だって、高橋企画部長が商工課長の後、堺さん、今の福祉部次長が商工課長、それから磯谷さんでしょう、それからあなたとなっているのだから。だから、そういうふうに何人も間をくぐるより、当の証人がいるのだから、行って聞いてくると。委員長、それは議事運びでできませんか、そんなことぐらいは。

(「本当だよ、重大問題を含んでいるっていうことだけは強く言っておくから」と呼ぶ者あり) ちょっと休憩して、走って聞いてくればいいでしょう。どんなやりとりがあったと。

経済部長

当時のやりとりということでございますけれども、私たちとしては、訴えの相手方になっている方が、何を具体的に述べたかということについては、正確に言って、100%承知しているわけではありません。

ただ、当時居合わせた市の職員の方、今はOBになっておりますけれども、その方に話は聞いております。その話の中身といたしましては、平成2年6月30日の解除契約を結ぶに当たりまして申し述べたことがあるということなのですが、使用損失補てん金の全部を一度に払うことは無理としても、持っている土地を売り払うぐらいの誠意を示したらどうなのかと。その後どうするかについては、そのときに考えるというお話を申し述べて、その上で契約に印を押していただいているというふうに伺っております。

北野委員

だから、当事者でないから、木谷部長も調査されたと思うのですよ、責任者としてね。そのことは私は否定しませんから、そういうやりとりがあっただろうということは、それはあなた方が調査をしたのだから、そういうやりとりも一部なのです。協業組合の人が何と言ったか、それに対して市側は何と答えたか、私が一番聞きたいことは引き継がれていないのです、あなた方の話を聞いても。だから、その当時、その話し合いに立ち会った人がいるのだから聞いてきてくださいと。

だから、さっきの理事会で、そういうふうにするというふうに言ったのではなかったのですか。だから、私は「そうか」と言ってさっと引いたのです。

委員長

やりとりを聞いていて、あくまでも委員長判断で進めなければなりませんということを、ちょっと前任者というか、磯谷君

北野委員

磯谷さんに聞いたってわからないです。磯谷さんなんてそのときにいないのだから。磯谷さんが商工課長になっ

たのは平成7年6月でしょう。

(総務)総務課長

そのとおりです。

北野委員

だから、平成2年のときは担当者でないのだから、今ここにいる人に聞いたってわからないですよ。だから、さっきから理事会を含めて言っているでしょう。

(「みんな本当のこと知らないでどうやって議案に対する態度決めるつもりかな」と呼ぶ者あり) 理事者側の話はわかっていますから。

経済部長

同じことを言うつもりはありませんけれども、あくまでも、当時、そこに居合わせた中で一番責任を負える立場の方から直接お伺いいたしましたので、その前段、前理事長が何をおっしゃったかは別にしても、こういう市側の話があって、その結果として、平成2年6月30日の契約なり覚書はできているわけですから、その点については、市の申し述べたことについては、すべてというか、こういう意向だったということでご理解いただきたい。

北野委員

これは、押し問答だから計算に入れないでください。

だから、皆さんの言っていることが、私は間違いだとか、うそをついているとかということを言っていないのです。それは話の一部なの。もっと肝心なことが、判を押すに至った決定的なやりとりがあるでしょうと聞いているのですよ。それを、あなた方が、この場で聞いてきたことの中で紹介していただいて、聞いてきたことを全部紹介していただいていると思うのです、隠していることはないと思うから。だから、そのことが触れられていないから、私は、立ち会った人に、ちょっと休憩して聞いてきてください。それでないと、第40号に対して、市長から提案されて、我々が賛成するか、反対するか、態度を決められませんよ、肝心なことなのだから。だめです、これは。

斉藤(裕)委員

委員長に申し上げたいのですけれども、先ほどの理事会で、高橋企画部長の出席を求める、求めないの議論の中で私が申し上げたと思うのですが、本人しか知り得ない事実が質疑に及んだときはどうするのだということをお話ししましたね。そのときには、ご本人に出席要請しないということであれば、理事答弁ができなければ、聞いてくるしかないでしょうという話も先ほど出たことですから、これは、北野質問で、本人しか知り得ない事実があるやに聞こえてきますので、少し時間をかけてでも聞きに行って、正常な委員会に戻して議論を進めるべきだと思います。 聞いてくるしかないのではないですか。我々は理事会で予想していたことなのですから。

委員長

公明党の理事はどうですか。

斉藤(裕)委員

いや、いいです。議事進行かけてないのだから。

佐野委員

ノーコメント。

委員長

今、経済部長から、当時の責任者である前任者にお伺いを立てたというか、継続して引き継がれているという事 実は事実としてありますから、その答弁で納得できないかな。

北野委員

それは話の一部なのです。もっと、判を押さなければならなくなったわけがあるのです。それについては、木谷 部長や山崎課長は、現職は聞かされていないから、立ち会った人に話を聞く以外はないでしょうということです。

委員長

ただ、北野委員、何回もあれですけれども、職員というのは、やはり3年ないし5年と、その職務で異動される、 それが前任者としての当時のことを繰り返しながら、これからそういう前例をつくると、私は、非常に、行政側と して、執行する側でいろいろとやりとりに支障を来すのではないかと。

(「違うよ、審議促進のため」と呼ぶ者あり)

北野委員

委員長、これは議事進行ですからね。審議する場合に、議案がかけられたら、

(「事実知らなかったら、どうやって審議するの」と呼ぶ者あり)

経過だとか、そのときにどういうやりとりがあったのかということを議員の側もよく承知して、その上でこの議案に対する賛否を問うわけでしょう。今回はまさにそうですよ。市民相手に裁判などというのは異例中の異例なのだから。だから、私は、木谷部長や山崎課長は一生懸命に関係者に聞いたけれども、今答弁された、紹介された、それ以外のことは知らないのだから、もっと重大なことを当時の人は知っているはずだから、聞いておいでと。

さっきの理事会では、そういうふうにするのが筋のような話になったのではないのですか。高橋さんをここへ呼ばないというときに、それは斉藤(裕)委員の言うとおりです。だから、何も難しい話でないのだから、だれかが行って、休憩して。

委員長

それでは、このままちょっと休憩します。

暫時、お休みください。

休憩 午後3時50分再開 午後4時24分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

商工課長

それでは、企画部長の方に確認をしてきた部分についてご報告いたします。

まず、前段、かなり時間が経過しておりますので、当時の記憶については余り定かではありませんと。

一つは、平成2年3月に操業停止になっておりまして、このまま置いておけないということから、原契約の整理をすることになりました。市といたしましては、契約の案を作成し、事前に、これは企画部長ですけれども、私は余市在住の組合の理事のところへお伺いし説明をした記憶がありますということを申しております。それから、その後、日時を指定して、市役所の委員会室に関係者の皆さんに来ていただき、正式に契約書案を提示して内容を説明しました。その際、相手側から、この損失補てん金の額が大き過ぎるので払えないといった趣旨の発言もあったと思います。その後のやりとりについてはいろいろありましたが、詳細については記憶が定かではありません。結果として、当時、両者合意のもとで契約を締結いたしました。そういった形で確認をしてまいりました。

北野委員

今の山崎課長が答えられたことは、後でメモをください。

結局、協業組合の理事の方々が全員判を押すことになった一番肝心なことが引き継がれていません。なぜ損失補てん金の納入に、覚書締結後、数年間にわたって、納入通知、督促状の送付だけで担当幹部が債権者のもとへ納入を働きかける行為が行われなかったのか、納得がいきません。理事者が一番肝心なことを知っていても言わないから、私から言います。

当時、協業組合の理事を、課長の言うように、委員会室に呼んで、あなたがおっしゃったようなことをお話ししたと。もっとリアルな話があったのですよ。払えないと。それに対してはあなたが言ったとおりだと思います。

そのとき、話がなかなか前へ進まないから、当時出ていた市の最高責任者が、「この書類でなければ、市議会もあることであり、処理はできない、払う、払わないは別として何とか頼む、いずれ債権放棄に持っていくから」と、こう説得したのですよ。けれども、「金額が大きいから、関係の理事の方々はそうは言っても、後任の人が知らないと言われたら大変なことになる」、そういうふうに言ったら、「おれを信頼して何とか頼む」と、こういう一点張りですよ。そして、そこに居並ぶ市の関係部署の幹部の皆様が多数列席されて証人のような形になっていたので、近い将来、債権は放棄され、契約上だけで架空の借入金は返済する必要はないという認識になって判を押したのです。この一番肝心なことが引き継がれていないということはおかしいですよ。

だから、これが決定的になったものですから、損失補てん金が長期にわたって未納であっても、歴代の担当者は納入を口頭で催促するということができなかった最大の理由でないですか。お答えください。

経済部長

今るる説明がありましたけれども、そこに居合わせた最高責任者はいずれ債権放棄に持っていくからというくだりについてですけれども、これも、私としては直接ご本人に確認させていただいておりますが、その中でありましたのは、債権放棄について明言したことは一度もないということでお聞きをいたしておりますので、ただいまの部分については、全く相違しているというふうに認識をしております。

北野委員

金額が1億 5,700万円ですから、廃業して協業組合はなくなったのだから、これをどうやって払うかというのは、 市側の方は、「おまえの持っている土地を売って払え、相談に乗るから」と、こういうことは当然言います。

けれども、そこでいろいろなやりとりがあったのですよ。「当初、無利子の高度化資金でやってくれると言ったではないか。それが出口に行ったら金利6%の資金でやるということになった」と。もっとささやかな施設でいいと、機械は別にね。そうしたら、ばかでかい事務所までつくった、「こんなものは要らない」と言ったら、「公害防止事業団の決まりだから」と言ってしゃにむに押しつけたではないですか。だから、「我々が試算したのでは2億円は安くできる」ということまで言われたのではないですか。そういうやりとりがあって、払う、払わないは別にして、とにかく債権放棄に持っていくからとりあえず判を押せということになって、先ほど指摘したことになって、そうしたら押すかということになったのですから、払う意思なんか初めからないし、その証拠に、あなた方も数年間にわたって納付書や督促状を送るけれども、納入してくれという働きかけは全然やられていないでしょう。

だから、課長が再三説明するように、法的な納付書や督促状以外にどんな納入のための努力をしたかということになったら、平成9年の暮れまでは全然やられていないでしょう。だから、控えがないのですよ。平成9年になって、当時の高橋経済部長がなぜ言ったかといえば、先ほど出ていた市民クラブの大畠さんがなぜ未収なのだということを議会で取り上げるようになったからです。だから、1万円払ってくれと。

山崎課長に聞きますけれども、年間で 1,578万円ぐらいですね、端数を別にして。月々1万円ずつ納めていったら何年かかりますか。

商工課長

すぐ暗算で出ませんけれども、相当長い年月になるのではないかと思います。

北野委員

だから、高橋部長がそのときに商工課長で、立会人と言ったら不正確だけれども、その席にいたから、自分としては「くれ」ということは言えないのです。だから、何とかいろいろ、議会の手前もあるから、「1万円ずつでもいいから入れてくれませんか」と、哀願ですよ。頼んだのですよ。「何を言っているのだ」と一蹴されたではないですか。そして、本格的に全額払えと言ったのは、理事長の方のお話では、藤島、山崎ラインになってからですよ。そ

のときに、藤島さん、何てどなられました。山崎さんでもいいですよ。

総務部長

私も、当時、今、委員がおっしゃるとおり、やはり、議会の審議や何かでもいろいろあった経過もありましたので、経済部長に就任したときに、ごあいさつを兼ねてお伺いした経過はもちろん覚えております。

ただ、そこで、ご本人とのやりとりをどうしたかということについては、いろいろ経緯がありますので記憶は定かではありませんけれども、どなられたということについては、私は今のところ記憶はありません。

北野委員

結局、元の理事長の方も、督促状を、山崎課長が言うように、その旨を、いわゆる損失補てん金の回収以外のことでいるいろあると思うのです。そのあったときに、「心臓が悪くなるから納付書をよこさないでくれ」「いやいや、そう言わないで受け取ってください」と、そんな冗談までやりとりをしていたでしょう。それで、途中で何回か、「債権放棄をいつするのですか」ということまで聞かれていませんか、前任の方々は。タイミングがあるからということを言ってその場を逃れていることだってあるでしょう。

だから、平成9年の暮れまで、一切の任意の取立ての努力が記録にもないということはうなずけるのです。債権 放棄すると言ったことが、引き継がれていないというよりも、口を閉ざして、今は裁判だから、間違っても理事者 がそんなことを口にしたらだめだということで言わないだけの話ですよ。あなた方の取立てに至る経過を見れば、 元の理事長の言っていることの方が信憑性があるのではないですか、いかがですか。

商工課長

私も、今お話があります組合の理事長とは何回もお話をさせていただいていますし、今、議員がお話があったことも、そういった交渉の中でお聞きはしてございます。

ただ、私は、債権放棄のお話等については、実はいろいろな話をしてきている中で、そういうようなニュアンスのお話をされたこともありますけれども、私が聞いている範囲の中では、必ずしも6月の契約締結のときに明確に債権放棄の話があったというふうには私は理解しておりません。そういう意味では、そのときには、ある意味では払うことの努力といいますか、全額でなくても、とりあえず少しずつでも入れていただく、その払い方についての協議はするけれどもと、そういったことがあったということは逆に理事長もおっしゃっておりますので、そういう話の中でずっと経過してきた中の話でありますから、当初のときにそういった話があったというふうに私は理解をしておりません。

北野委員

それはあなたの見解であって、事実ではないのですよ。あなたの推測で裁判を前に担当者がそんなことを言えるわけはないから、そういう優等生の答弁しかできないのです。

そこで、伺いますが、損失補てん金を納入させるべき担当者が必要な努力を払わなかったことは、経過に照らして事実で明白です。これはやるべきことをやらない、不作為によって小樽市に損害を与えたことになり、処分の対象になるのではないですか、いかがですか。

総務部長

私も、職員の懲戒審査委員会の窓口になっている関係からお話し申し上げますけれども、やはりこれは、担当部局で、事件だとか事故だとかがあった報告によって私たちもいろいろ判断をするわけですが、今回の件については、裁判所の判断とか、それにゆだねているわけですから、そういう結果によって、検討するようになるかどうかについては今お話を申し上げることはできません。

北野委員

監査委員事務局長に尋ねますが、長期にわたって、単年度で 1,500万円を超える未収が数年間にわたって続くということは、監査の方も当然お気づきになって、審査意見書に、若干ですが、書かれていると思うのです。

それで、伺いますが、こういう状況を監査委員会として長期に放棄しているというのは合点がいかないのですが、 見解を承りたい。

監查委員事務局長

いわゆる収入未済金が大量にあるということは好ましいことではないというようなことでは、認識は一致していると思います。

ただ、収入未済もいろいろな未済がありまして、その中によって、当事者間の中でもって督促、それから交渉等がなされている状況であれば、監査委員として特に申し上げることはないのではないか。今まで、いわゆるそういう督促行為がなされている中で、特にその点について監査意見書でもって触れたことはないというふうに理解しております。

北野委員

もう一度、事務局長にお尋ねしますが、指摘をしているということは監査の記録でも明らかなのですが、そのと きに、経済部の方から、実はこれは内々でこういうふうになっているのだということはささやかれませんでしたか、 監査の席上で。

監查委員事務局長

実は、ちょっと記録を見たのですけれども、商工課の定期監査については、平成11年度に実施しております。当然、監査資料の中には収入未済の欄がございますので、その点についての事情等を当時の監査委員が聞いたことになるうかと思います。そういうことでもって、商工課の担当の方と監査委員とのやりとりの中でもってそういった事情を聞いた上でもって、特に定期監査の講評の中でも触れていないということになれば、それなりの商工課としての、行政としての努力があったものというような判断を監査委員として持ったというふうに思っております。

北野委員

監査委員としては、結局、それを事実上認めて、きつい表現で指摘をしていないということは、話を聞かされたからではないですか。それから、以前は全然監査していないということですね。監査の方も、議会で問題になってから注目されるようになったのではないかというふうに思うのです。

いずれ債権放棄に持っていくからということを言って判を押させる最大の動機になったということを、市の方は 裁判を前にして口にするわけにいかないから、言葉は悪いけれども、口裏を合わせて、そういうことはなかった、 記憶にないというふうに言って意思統一しているようですけれども、裁判になったら偽証罪というのがあるのです よ。それだけ指摘して、次に進みます。

債務者に発送された損失補てん金の納入通知の控えを資料として提出していただきました。4日の委員会で、私の方から不備があることを指摘されたら、理事者は、税外収入徴収規則の経過措置を引用して、以前の分を訂正して使用しても構わない、こういう答弁がありました。

しかし、今日出た平成9年分も含めて、各年度ごとに、この納入通知書にはどういう不備があるのか、今はどう 認識されていますか。年度ごとに言ってください。

商工課長

先週の総括でお示しをしました資料の納付書の関係だと思いますけれども、まず一つは、2年度の関係で言いますと、この様式そのものが現行の税外収入徴収規則の4号様式ですから、公法上の部分で使うものということだと思います。そういう意味では、今回は私法上の部分で出さなければなりませんので、例えば、真ん中の部分にございます「延滞金」等の言い方は、これは「違約金」という形にならなければならないのかなというふうに思います。ただ、書いている中身については、ほぼ同様の中身の記載であろうかというふうに思います。

それから、3年度の分につきましては、ご指摘の部分で、納入通知書の方の日付だとかが抜けているという部分でのご指摘をいただいておりますけれども、これは、それぞれとっておくときの起案者の現任に対する時期の問題

で、すべて書いてからコピーをとる人間と、起案段階で日付を入れないでコピーをとるということも十分考えられますので、こういうことはあろうかと思います。ただ、納付場所の「支所・出張所」というふうに書いている部分がございますけれども、この分につきましては、平成元年4月に支所・出張所が廃止になっておりまして、既にサービスセンターということになっておりますから、そういう部分では、この様式のここの部分については訂正をしなければならないものと思います。

北野委員

訂正しないで出しているということは認めるのですね。

商工課長

それは出しております。

それから、4年度についても同様の部分があろうかと思います。

それから、5年度につきましても、今お話がありました支所・出張所の部分で同様の部分がございます。

それから、6年度につきましてはその部分がございます。それともう一つは、左上の部分に口座番号という記載の部分がございますが、これが口座番号の変更というか、口座番号が長くなっている部分がございまして、後ほどの分を見てもらえればわかりますけれども、今の2960001の前段に02720と入るのが正式な口座番号ということがございます。

北野委員

そうしたら、それは、番号が違っているのは、以前の分は違っているということでしょう。

商工課長

この時点では、正式に言えば02720という口座番号を記載するのが正しいということでございます。

それから、6年度の部分についても同様でございます。

それから、8年度の分につきましても、先ほど私が申し上げました4号様式の部分を使ってございますので、「延滞金」という書き方については、これは「違約金」等の間違いだろうというふうに思います。

それから、9年度の分につきましては、納付の日付がないという部分かと思います。

10年度の分につきましては、これも納付の日付ですけれども、真ん中の部分の「済み書」の一番下の枠外の部分に、受付店の後に「北海道拓殖銀行」という記載がありますが、この時点で平成10年11月に北海道拓殖銀行はもう既になくなっておりますので、これは正確に言うと「北洋銀行」ということになろうかと思います。

そういう意味では、今言った部分で納入通知書としてミスがある。

ただ、総括でもお話ししましたが、私どもとしては、ここの不適切な部分につきましては、当然、申しわけないと思いますけれども、これらの納付書についての相手方に対する部分でお示しをしたということでは、法的には十分効力があるというふうに思っております。

北野委員

磯谷課長に尋ねますが、あなたは、先日、当分の間、訂正して使えるということだったのだけれども、訂正して使っていないのがほとんどでしょう、肝心なこと。何日に発送したか、市長名がないということは百歩譲っても、まともな納付書は1枚もないでしょう。どう考えますか。

(総務)総務課長

書式に基づかない形での処理ということでは、本当に不適切であったと認めざるを得ないと思っております。

ただ、先般、私が答弁させていただきましたけれども、それとの関連で、今も商工課長が話したのですが、やはり、納付書の一つの様式といたしまして、時効の施行令の中でもちょっとあるのですが、一応、納入通知というのは、所属年度であるとか、あるいは科目であるとか、金額であるとか、そういうことを記載して、これをしなければならないというようなことが書かれてございます。それに照らしていきますと、欠けている部分はあるにしても、

要件としてはこれを満たしておるということも考えておりますので、商工課長が申しましたように、効力としては あるというふうな形で考えてございますけれども、いずれにしても、事務処理上の不適切さがあったというのは免 れないなというふうに思います。

北野委員

この問題は、また後日議論します。

それで、協業組合の方は、納入通知書、3連のはもらっていないと言っています。かがみだけだというのです。かがみというのは、我々は資料として出してもらっていませんね。恐らく、督促状と同じような、ただ有効だということだと思うのだけれども、3連のはもらっていないと。だから、結局、1枚もまともな納付書を、あなた方のおっしゃることを前提にしても、一度たりとも満足な納付書を送っていないということになるでしょう。

だから、これは、結局、私は疑いたくなるのだけれども、平成9年に議会でこの未収の問題が取り上げられるようになってから、だんだんその勢いが強まってきたものだから、一夜漬けで、今回出した10回分のやつを慌ててつくったのではないかというふうに思うのです。だから、業者の人はもらっていないということと符節が合うのです。かがみだけ送って、3連のやつを送っていないのではないですか。

商工課長

間違いなく、私どもとしては、納付書は2回分として送っておるというふうに理解しております。

ー夜漬けでつくったというお話がありましたけれども、これは、見ていただいたらわかりますとおり、当時、私 どもの担当している職員の字で書かれているのは私が見てもわかりますから、間違いなく、その時点で当時の職員 がつくって郵送しているということでございます。

北野委員

先日もらった納付書の中に、9年度の分のやつがなかったので、きょう出していただきました。

そこで、伺いますが、きょうもらったのと、それから8日にもらった納入通知書はサイズが違うのだけれども、9年と10年ではサイズが違うのですか。

商工課長

サイズの部分につきましては、今は明確に言えませんけれども、私が今手元に持っています納付書の中にも、3 連にしてカーボンをつけている部分と、それから、三つ連記のやつと、若干大きさの違う部分があろうかと思います。

それから、資料につきましては、A4判に合わせてコピーをしていますので、そこの部分では拡大コピーをした部分もあろうかと思います。ですから、そこの部分では、必ずしも納付書の大きさがイコールそのままになっていない部分もあろうかと思います。

北野委員

あなただって、A4のままくれたのではないですか、9年も10年も。

それで、我が党の要求で出していただいた平成10年度、これは8日にもらった、9年度分はきょうもらったのです。9年度はサイズが大きいと。調べてみたら、10年度の納入通知書を115%拡大したものが9年度のサイズに一致するのですよ、

そこで、伺いますが、ちょうど暗くなってきてから電気に透かせればわかると思うのですけれども、右側から言います。納入通知書の平成9年と10年をこうやって比べてごらん。ぴったり一致するのだ。一致しないのは納期というところだけ、これをちょっと見てください。例えば、一番上の欄に「協業組合方」と書いているでしょう。その「方」の「ノ」の字が短過ぎるのです。これも一致、書いている場所も一致です。ワープロならあり得ることですよ。しかし、日付を別にして、納入通知書は一番右側の方でぴったり一致します。これは、同じ人が書いたにしては、数字から何から全部同じところに書かれているのです。左側を透かして合わせてごらん。同じだよ。ワープ

口だったらいざ知らず、同じ人間が筆跡が同じだというのは私も認めます。けれども、書いた場所までぴったり一致するのですよ。

だから、結局、10年度と9年度は、9年度に使ったやつをそのままやったか、9年度が見当たらないから10年度のをコピーして、日付だけ変えて、115%拡大して、サイズを違えて出したのではないですか。そうなると、偽造だよ。

商工課長

まず一つは、偽造などは一切しておりません。

それから、もう一つお話ししますが、これも私は当時つくった人間に確認しておりませんからわかりませんけれども、予測できますことは、9年度につくった納付書、それがこういった形で残っていた部分を、例えば、10年度に出すときに、ここの部分をコピーして、例えば、年度の部分、それから納期限の部分、そこの部分を白くして、コピーをして、さらに、正しいといいますか、10年度の納期限等を入れて出す、そういうことは考えられますし、多分そういうことをしたのではないかと私は推測しております。そういった形で、当時、処理をしたのではなかろうか、そういう形で推測をしております。

北野委員

あなたが課長になったのは何年ですか。

商工課長

11年6月です。

北野委員

だから、あなたはそのときの上司ではないでしょう、起案者との関係では。名前は言わなくてもいいけれども、同じ人が9年、10年、これを起案する立場にあったのですか。

商工課長

今お話がありましたけれども、例えば、毎年継続する科目につきましては、こういう用紙を、一たんつくったやつを、年度の部分を入れないで保存しておくということは往々にあることです。その部分を1回書いたものをコピーして持っていて、そこに年度の印を押し、あるいは納期限を押して発送するということも考えられます。ですから、それは、私どもの担当の方でそういった形で保存をしていて、送るときにこういった形でやるということは十分考えられます。

それから、今お話がありました9年と10年の担当者については、多分、同じ人間であったろうというふうに思います。

北野委員

これは、総務部に聞くけれども、あるいは財政でもいいです。こんなことはあり得るのですか。コピーして、日付だけを白インクで消して、そんなことはあるのですか、しょっちゅうやっているのですか、そんなのは有効なのか。

(総務)総務課長

ただいま商工課長が答弁いたしましたけれども、と申しますのは、あて先、それから住所、氏名、それから歳入科目とか、節であるとか、金額であるとか、これがすべて、最初の1回目だけがたしか違うのだと思いますが、あとはずっと同じでございますので、係員としては、同じ係員が2年、3年仮にいたとすれば、今、商工課長が申し上げましたように、これを9年度、年度だけ入れないで、ある年度のときにコピーをしておいて、そして発送するときに9年度の部分ですよと。この場合はゴム印だと思いますけれども、出しておりますし、それから、10年度の分については、この「10」というところは手書きでございますが、そういう形で使ったということは十分考えられることでございますので、有効性に問題はないというふうに考えてございます。

北野委員

こういういいかげんな仕事ぶりでやっているのですよ。だから、私が偽造でないかと、全部、平成2年分の請求、第2回目からの請求です。そこから今日に至るまで、まともな納付書というやつはないでしょう、3連のやつは。平成元年の4月3日から「支所・出張所」という言葉はなくなっているのだよ。それなのに、課長が言うように、必要な訂正をして出せと、納付場所を指定しているのに、ない納付場所を書いてやっていると、そんなものも有効かい。極めていいかげんでしょう。これを長期にわたってやっているのですよ。

だから、この納付書の決裁は、経済部のだれが起案して、だれとだれの決裁を受けて出しているの。 6 年にわたって続いているのだよ、課長。

商工課長

納入通知書については、担当が起案をし、部長までの決裁を経て、当然、係長、課長、部長までの決裁の受けて出しております。

それから、今お話がありましたけれども、納付書の関係でありますが、いや、今ので結構です。

北野委員

余りしゃべったらぼろが出るからやめたのかな。

商工課長

違います。

北野委員

だから、これは財政部長に聞くけれども、あなたは経済部の次長だったから、直接の担当者でないから記憶がないと言うかもわからないけれども、こんないいかげんなことが長期にわたって続くと、納付場所も違っている、ないところに納付しろというのを納付書に書き込んで何年も続けている。だから、磯谷課長が言うのはうそでしょう。必要な訂正をして、以前の納付書を使っていい、そうやって規則に書いてあるから有効なのだと言うけれども、必要な訂正をしていないでしょう、肝心なことは。

(総務)総務課長

先般のご質問は、聞かれた部分について、ある程度、年度の集中といいますか、こういう言葉は、例えば長期間にわたるというような、そういう意図だというふうに理解して私はご答弁申し上げませんでしたので、改めて、今ご指摘を受けた点を再検討いたしますと、これは、私が経過措置と申し上げたのは、少なくとも、例えば、その前後である程度のことというような意味で申し上げたのですけれども、今ご指摘を受けたようなこれだけ長期間あるということは、何度も申し上げますが、やはり適切ではなかったというふうに考えてございます。

北野委員

そうしたら、納入通知書がまともな通知書として送付されたのは何年度の分ですか。あるのですか。資料を出してもらっているのだから、何年度の分がまともなのですか。

商工課長

まともという言い方の部分ですけれども、私が見ている限り、9年度、それから10年度に出している分につきましては、納付の月日がある、ないを別にして、これについては、様式につきましても、違約金となっております11 号様式を使っておりますので、こういった形になろうかと、これは我々としてはそういう形で出しておりませんから

(「10年度は違う」と呼ぶ者あり)

ごめんなさい。10年度は北海道拓殖銀行の部分がございますので、9年度の部分かなというふうに思います。 失礼しました。

北野委員

だから、結局、10回出したうち、9年度の分しか有効な納入通知ではないと。まともなのはこれ一つしかないのでしょう。あとは、法的には有効だと言うけれども、こんなにずさんなことをあなた方はやっていたのだよ、反省も何もないのか。これは、今の部長に聞いても、あなたの前任者のことだから何とも言いようがないかもしれないけれども、こんなことはおかしいでしょう。

なぜこんな不備なことが長期にわたって続くかと言えば、担当者の間にも、債権放棄するから払わなくていいという前提があったから、いいかげんな仕事をしたのですよ。督促状だってそうです。規則で決められている催告状を使わないで、任意のを長期にわたって出していたのです。全部だよ、それは。一度たりとも規則で決められた催告状なんか出していませんよ。こういうことをやるから、公金横領とか何とかのすきが出てくるのです。こんなことは発見できないのかい。毎年、毎年 1,500万円も入らないということを議論していながら。

だから、まともな通知書を送ったのは平成9年度分だけだということだけは確認しておきます。

その9年度分が、これは正しいということで喜び勇んで拡大したか、縮小したか知らないけれども、議会に出してくる、日付だけ変えて。それで何でもないというふうにじょっぱるというのは全然納得がいきません。

だから、私は、こういう事実があるから、まともに納入通知書を書いて、決まりにのっとって協業組合に発送していたのだろうかという疑いを持つわけです。だから、さっき言ったように、あなた方は出していないけれども、かがみだけはちゃんと向こうの人はとじていました。「3連のなんて見たことがない」と言っていますよ。だから、私は、これは偽造したのではないかと疑うのは当然でないですか。

それから、保証人に対して履行請求していないのはどういうわけですか、裁判の前に。保証人に対して履行請求 していないのはなぜですかというふうに聞いているのです。

商工課長

私はちょっと勉強不足で、どういう意味かということなのですが、保証人に対しては、連帯保証人に対してということだと思いますけれども、これまで、協業組合の代表の方にそういった形でお話をしてきていると。連帯保証人につきましては、これは前にもお話ししましたけれども、この間、督促を協業組合の理事長に発送しているときに、そういった形の文書も発送してきたということもこの前のご答弁で申し上げました。そういった形で連帯保証人は対応してきたということでございます。

北野委員

肝心なことは答えていないでしょう。地方自治法の第240条、債権について、これは私法上の債権だということは 先日認めました。これに基づく政令の 171条で、納入に至るまでにこういう努力をしなさいということが義務づけ られているでしょう。それをどういうふうに展開してきたのですか、説明してください、法と政令に沿って。

商工課長

連帯保証人に対するお話だと思いますが、この間もお話ししておりますけれども、特に私がなってからは、協業組合の元の理事長につきましては、自分を窓口にして一定の交渉をしてほしいということをお願いされて、基本的には、この間、理事長を窓口に一環して交渉を行ってきております。

ただ、その段階で、私どもとして連帯保証人にお話をしなければならないというか、したいというときには、当時の理事長のご了解もいただきながら、法人関係の連帯保証人にお会いしたこともございます。それから、今回、こういった形で、今、提訴という議案を出すに至るまでの過程の中で、連帯保証人の方の皆さんには、この種の経過のお話も、東京の方等もいらっしゃいますけれども、私どもとしてはできる限りお話をして、こういう経過があるということ、あるいは、納入のことについてお話をして今ここに至っているということでございます。

北野委員

だから、法に基づく督促はしていないでしょう、履行請求は。

商工課長

ですから、先ほど申し上げましたが、それぞれ、毎年度、協業組合の理事長に私どもとしての督促を発布すると同時に、連帯保証人の皆さんにも、同じ写しをつけて、こういった形で理事長の方に督促をしておりますので、連帯保証人の皆さんにつきましても納入方について特段のご配慮をお願いしたいという文書を毎年度送付をしてございました。

北野委員

それは督促でないでしょうと言うのです。履行請求という法で定められていること、手段をとらなかったのは、訴訟という一番きつい方法をあなた方は議案で出してきたのだから、その前に、こういう手続を踏んで、なおかつ履行されない場合は訴訟というふうになっているのですから、それを、どうして手続を踏まないで、いきなり訴訟に至ったの。履行請求を連帯保証人に対してやることになっているでしょう。何でやらないの。何でやらなかったのかということだよ。

商工課長

先ほどもお話ししましたけれども、毎年、連帯保証人の方に、理事長への督促状も、写しを添付をしながら、こういった形で文書を出しておりましたので、私どもとしては、基本的に督促をしているという意味合いも含めて出していたということでございますし、また、相手方もそういった形で受けられていたのではないかと私としては思ってございます。

北野委員

それはすりかえだよ。あなたがそんな認識だったらとんでもないよ。あなたが言うように、連帯保証人に文書を 送っています。

しかし、初年度は、商工課長高橋さんの名前、以降は経済部長の名前でしょう。これは、履行請求の公式文書ではないでしょう、任意の文書でしょう、督促していないということですよ、法的には。そういう手続を踏まないでいて、訴訟というのはどういうことと理解すればいいのですか。乱暴でないのかということですよ。何で法令に基づかないやり方を、法令に基づく努力をしないで、最後の訴訟という方法に踏み切ったのですか。その理由をわかるように説明してください。

商工課長

正直に申し上げますと、平成12年3月に協業組合が解散をしてございます。それまでは協業組合というのが存在をしておりまして、理事長がいらっしゃいました。私が来てから、その以前もそうですけれども、理事長さんがあくまでも協業組合の理事長として、当然ここの契約の当事者ですから、私どもとしての直接のお相手です。そういった形の中で、先ほども言いましたけれども、連帯保証人に話す前に自分と交渉してほしいという旨を言われて、この間、一環して理事長との交渉をしてまいりしました。

ただ、私どもとしては、その中で、できればいい解決方法というか、ご理解をいただければよかったのですが、 ぎりぎり、この間、いろいろな交渉の中で、なかなかご理解を得られない中で今に至っておりますけれども、先ほ ども言いましたが、その間、連帯保証人の方にお話を申し上げたいときも、理事長のご了解を得ながら何度かした ことがございます。それから、お電話で話したこともございますけれども、当時は、あくまでも自分を窓口での交 渉ということでありましたので、私としては、理事長を相手方として、この間、お話をしてきたという経過であり まして、いきなりということではなくて、そんな経過でやってきたということでご理解いただければと思います。

北野委員

法的にはいきなりだよ。あなた方がまじめに取り立てるようになったのは平成11年からでしょう。その前は何も 触れていないのだから、まじめなことをやっていないのだから。

そうしたら、地方自治法の第 240条は債権について定められていたり、あるいは、政令で定められているのは、 どういうふうにして訴訟に至るかということを書いてあるのです。説明してください。こういう手続を踏んで訴訟 に至るというふうにはっきり法令で書いてあるのだから、私法上の債権だから、これに従ってやらなければならないでしょう。なぜいきなり訴訟をやったのですか。手続はどういうふうになっているか、読み上げながら説明してください。

商工課長

今、政令の関係の部分が手元にないのであれですが、私は、先ほど申し上げましたけれども、協業組合の理事長とずっとお話をしている中で、

(「それは話し合いであって、正規の請求ではないのだ」と呼ぶ者あり)

少なくとも、協業組合に対して、理事長に対して、私どもとしての督促行為もしてきていますから。

北野委員

課長の言っていることはわかるのです。督促行為を理事長にしたと。あの文書は、僕はクエスチョンマークを振っているけれども、あなた方は法的に有効だと言うから、それはあなた方の立場で督促したということでしょう。 保証人に対しては、どういう条件になったら履行請求をするのですか。ちゃんと定められているでしょう。そういう努力をしてきたという任意の努力についてはわかります。そういうことを聞いているのではないのです。

経済部長

契約の当事者、要するに、債務者が、一定の契約上、指定された支払い期日内にまず納めていない。それと、督促をして、その中で指定した期日があったときに、その日までに納めないときには、次の段階に進むということになるわけでありまして、この場合でいえば、協業組合が督促をされた後に、その日までに納めていなければ、これは連帯保証人に請求することは構わないという趣旨だと思います。

北野委員

それも不正確だよ、部長の言っているのは。政令で言っている点からいえば不正確です。理事長に対して納入通知書に基づいて何月何日までに入れなさいと言ってやっても、入れないと。そうしたら、それから督促をするわけでしょう。それでも、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは次に掲げる措置をとるということで、連帯保証人に対して履行の請求するとなっているのだよ。

ところが、当初の山崎課長の説明では、連帯保証人に対しても、電話をかけたり、行ったり、あるいは文書を送った、督促をしていたという話があったのだけれども、これは正規の督促でないというふうに私は思うけれども、あなた方の理解は、保証人に対する、山崎課長が言った当初の、私どもには出していないけれども、連帯保証人に対して、納入方について文書を送っているのです。これは、理事長に対する、いわゆるあなた方の言う督促と同じ日にちで発送しているのです。こんなことは法律からいったらあり得るのですか、同時に発するなどというのは。

だから、歴代の担当の人がこういうことを何も承知しないで仕事をしていたということでしょう。法に照らせば、少なくとも相当の期間がたっていなかったら連帯保証人に対して請求できないのですよ。理事長に対する、いわゆる借りた本人に対する請求と督促と、保証人に対する督促の日にちが一致しているなどということはあり得ないのだから。ところが、一致しているでしょう。だから、督促は何かということもわからなかったし、保証人に対する督促と本人に対する督促も同時にやっている。ぐちゃぐちゃなことをここでもやっているでしょう。

これに関しては、先ほどの納入通知書の話も細かいことを一々したし、それから、保証人に対する接近の仕方もめちゃくちゃだと。そして、いきなり訴訟というふうになったのは、必要な努力をしないで、時効が来たからやらざるを得ないと、そして、乱暴なやり方に一挙に出たのですよ、これは。そうとしか考えられないでしょう。その訴訟が有効かどうかは別にしておきますよ。あなた方は有効だと言うから訴訟に踏み切ったと思うから。だから、自治法や政令に基づく努力を何もやらないで、いきなり訴訟という最後の手段に訴えた、こういうことが果たしていいのかということも問われているのですから。

だから、私は、前段の指摘した債権放棄に持っていくからという話が決定的な問題ですよ。だから、数年間にわ

たってまじめに取立てをやっていなかったということと、その間の納付書、督促状、保証人に対する文書、法に照らせばめちゃくちゃですよ。自分たちが決めた、市長が決めた規則を真っ向から踏みにじってやっているのですよ。こういうやり方を繰り返してきたということは、結局、とる意思がなかったから担当者がいいかげんな仕事をやっていたということの裏書きですよ。

だから、私は、やるべきことをやってこないで未納になっていると、百歩譲ってもですよ、そういうことが言えると。だから、私は、議案の第40号は撤回して、締結に至るそういう経過を踏まえて、債務者と合意できる解決策を探ってほしいと。

それで、市長は、締結時、当時の助役、経済部長とともに、経済部次長として同席していたというふうに聞いていますから、この事実は承知しているはずです。市長ともよく相談して議案を撤回するということを検討していただきたい。

それから、委員長にお願いがありますけれども、こういう裁判にかけていいですか、どうかということが今議会で問われているのです。それで、私が、市側の言い分と同時に、裁判にかけられる側の人たちのことをちょっと聞いただけでも重大な疑義が生まれているのです。だから、理事長であった大門治雄氏を本委員会に参考人として呼んで、この間の経過を議会としても聞くというふうに理事会で協議していただきたい。

経済部長

確かに、書式、様式等については不適切な部分があったということについては、ご指摘のとおりだろうと思います。

それにつきましては、これも前回から答弁をさせていただいた経緯がありますけれども、このことによって、請求の行為なり、あるいは督促にしても、それ自体で合法的な効果がないということではないというふうに理解をしておりますので、その違いは違いとして法的には有効に成立しているのだろうなというふうに思います。

それから、協同組合そのものが、支払い期日が来ても支払わない、そうなったときに、組合に対して請求するのと同時に、連帯保証人にも請求することは構わないわけです。要するに、その時点で期限の利益というか、そういうものは喪失しているでしょうから、そんな中、連帯保証人にもあわせてというか、連帯保証人に請求することは構わない。

それから、督促の問題につきましても、督促状という決まったものを送付しなければならないかというと、それは当然にしてそうあるべきなのですが、ただ、一応の考え方といたしましても、督促というのは内部起案的な性質であるということでございますので、その書式によらなくても、口頭であっても構わないけれども、後で問題が起きてはまずいので、できればそういう書式に従ってという部分もありますので、これにつきましても、督促の形、先ほど連帯保証人についていろいろありましたが、私たちとしては、形は違いますが、そういう意味合いでの効力があるなというふうに認識はしております。

北野委員

何を言っているの。それは違うよ。法的に拘束力なんてないのだよ、保証人に送った文書は。

経済部長

それにつきましては、疑義というのはあろうかと思いますけれども、私たちはそんな

(「だめだ、そんな答弁をしたら」と呼ぶ者あり)

…ございますので、争いの中でといいますか、そういう訴訟提起の中で、その辺の効力についても争われていくのかなというふうには認識をしております。

北野委員

部長は重大なことを答弁していますよ。

結局、私が、法や政令に基づいて連帯保証人に履行の請求をする、そういう手続を踏まないでいきなりやったの

ではないかと言ったら、連帯保証人にも早くから文書を送っていた、それが督促だと。督促状はどういう形式を備えなければならないか、この間、議論したでしょう。市長名や公印のないものは無効だよ、そんなものは督促状だと言えますか。だから、そういう努力をしていないでしょう。今の答弁は間違いですよ、部長。

だから、私は、議案を撤回しろというのは、民法で言う信義誠実の原則というのがあるのです。ここでは、契約 に当たって、信義誠実の原則は何と書かれていますか、答えてください。

経済部長

申しわけありません。

今の答弁の中で連帯保証人に対しての督促行為は有効と申し上げましたけれども、私の勉強不足で申しわけありません。間違いでございました。訂正させていただきます。

北野委員

最後になりますけれども、委員長に提起したことですが、理事会で協議していただけますね、参考人のことについてはね。

それで、今、そちらで理事者側が打ち合わせをしていたから聞こえなかったかもしれないけれども、契約に当たって、民法で信義誠実の原則というのがあるのです。信義誠実の原則というのは何たるものですか、説明してください。

契約に当たっては、お互いが相互信頼の上に成り立っているのが契約でしょう。だから、判こを押させたときの動機、先ほど指摘した、いずれ債権放棄に持っていくから、払う、払わないは別にして、とにかく協力してくれというふうに拝み倒して判こを押させたのでしょう。だから、数年間にわたって、事実上、何も請求していなかったのでしょう。だから、そのことは、あなた方が今になって裁判なんて言うけれども、協業組合の側にとってみれば、判こを押して請求書は来るけれども、取立てに来ないから、あのときの約束はそうだったのだなということを、数年にわたって、あなた方の行為はそういうふうに理解をさせているのです。

それが、藤島部長になってから、全額よこせというふうになったから、藤島さんはさっき記憶にないと言ったけれども、裏切り者とか、鬼のような取立てだということを言われなかったですか、あなたは、理事長に。話が違うではないかということを。

だから、こういう信義にもとることをやっておきながら、市民を裁判にかけるという行為がふさわしいのかということを聞いているのですよ。だから、議案を撤回して、まだ3月29日よりも、山崎課長の話ではもうちょっと時間があるから、債務者とよく相談をして、合意できる努力をする余地はある、だから議案を撤回して、そういう道を探りなさいということを市長と相談してくださいというふうに提案しているのです。断定はしていない。

総務部長

固有名詞で言われましたから私もちょっとお答え申し上げますけれども、大門さんにお会いしましていろいろなお話をお聞きしたのは事実です。私もいろいろお話をしている中で、大門さんもなかなかの人格者だなと思いましたので、そういうようなことを言われた記憶はありません。

北野委員

理事会で協議していただけますね。あすですか。担当の皆さんもお願いします。

委員長

あすの理事会で諮らせていただきます。

それでは、共産党の質疑を終結いたしまして、民主党・市民連合に移します。

渡部委員

フイッシュミール協業組合の件について

フィッシュミールの件で、会派としては今まで一言も触れておりませんでしたので、若干聞いておきたいと思います。

懸案事項ということで、議会で長年にわたって質疑されてきました。その都度、相手と協議、あるいは誠意を持って対応、あるいは、時々には、よい感触もということなども聞いておりました。

しかし、結果として、残念ながら、解決の方向に至っていないということで、今日の経過からして、説明や、あるいは報告とは別に、根深いものがあるのかなというふうに感じております。

改めてお聞きいたしますが、市側から理解を求めてきた、しかし、なかなか支払ってもらえない。何かそこに大きな原因があったのではないかと。その他の理由、及びまた債権者と対応してきていることでありますから、それぞれの債権者の考え方等についてお聞かせいただきたいと思います。

商工課長

この間の中でのお支払いをいただかない理由、それぞれの債権者ということですが、先ほど来議論がありますとおり、市との間での認識の差というのが、一つは当時の契約時の話というのは確かにあろうかと思います。

ただ、私どもとしては、先ほど申し上げましたとおり、当然、3月時点で組合が解散しておりましたので、すぐの支払い能力については大変な状態であったのは事実です。ですから、そのことも踏まえて、払い方等について協議をするということは当時もお話ししていたようですから、土地を売る等の話もありましたけれども、その後の支払いについては、当然、協議をしながらしましょうというお話をしていたようですから、そこの部分で、10年が経過した中で、それぞれの持っている認識の中で、やはりちょっとずれが出てきているのだろうと思います。

それで、先ほども申し上げましたけれども、基本的には、協業組合の理事長とほとんどのお話をしております。 それは、相手側の要望でもありまして、余りほかの連帯保証人の方々については詳細に対する認識がないということで、私を代表にということで私が言われましたので、この間、99%と言っていいぐらい、理事長を中心にお話をさせていただきました。ですから、いろいろなお話をいただいておりますので、たまには連帯保証人の方にお話をしなければいけない時期もありましたので、何回かは接触してございます。ですから、その中で、先ほど出てきました月1万円でも5,000円でも払うというお話だとか、あるいは、そんな状況だったのかということで、連帯保証人の方が余り状況を知らずにそのときに初めてわかっただとか、そんな経過もあったということはありますけれども、まず基本的には、理事長と本当にほとんどの部分をやってまいりましたので、代表をするという形の中で、そこの部分で最終的に理解が得られなかったということであったというふうに理解しております。

渡部委員

今までの経過の中で、予算特別委員会、決算の委員会、あるいは常任委員会で、フィッシュミールということについての質問というのは相当ありました。それで、市側からの答弁も、それに触れてたくさんありました。私が認識している面からしてみると、今一つの訴えを起こすということについては非常に残念だなという、そういう受けとめでおります。しかし、今日に来て、やはりぎりぎりの選択なのかなというふうに思ったりしております。部屋としては、これから最終の総括までには、いろいろそれぞれの考え方がございますから、十分に部屋として相談をして最終的に結論を見出していかなければならないのかなと、そういうふうに思っております。

ただ、今まで、いろいろと議会の関係で答弁のあった面からしていくならば、残念だなと。一生懸命に答弁されていた面も十分に受けとめておりましたので、それだけ、そういうふうにまた思うのかなというふうに思ったりしております。

ただ、最終的に、私は総括までということにはなりませんので、総括はほかの人が出てきます。ただ、最終的に、仮に、裁判と、その訴えということになった場合は、誠心誠意の上に立って解決していくということが大事なのかなと。それは、とりもなおさず、信頼関係であるだろうし、尾を引くようなことがあってはならないと思うし、また、行政として信頼を失うことのないよう、十分な取扱いをしていくべきであろうなというふうに思います。

その点ではいかがでしょうか。

経済部長

こういうふうな訴えの提起をすることに我々が決めたということにつきましては、やはり、それなりに小樽市にある企業なり在住の人を相手にするわけですから、そういう意味で重みというものは十分に感じてございます。

訴えが現実に提起されることになった場合には、よく訴えの相手方のいろいろなご事情、この場に出ておりますけれども、それに真摯に耳を傾けながら、我々としては、訴訟の遂行に当たって、こちらのサイドとしても誠心誠意やっていきたいというふうには思います。

委員長

それでは、質疑を終了いたします。

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。